

## 令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第6号	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について
第3	議案 第7号	飛騨市選挙公報の発行に関する条例について
第4	議案 第8号	飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例について
第5	議案 第9号	飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例について
第6	議案 第10号	飛騨市公益的法人等への職員派遣条例及び飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第11号	飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
第8	議案 第12号	飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例について
第9	議案 第13号	飛騨市自主放送施設条例について
第10	議案 第14号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第15号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第12	議案 第16号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第13	議案 第17号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第14	議案 第18号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第15	議案 第19号	北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

## 令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第20号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第17	議案 第21号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第22号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第23号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第24号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第21	議案 第25号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第26号	財産の無償譲渡について(飛騨市東町コミュニティーセンター)
第23	議案 第27号	財産の無償貸付について(飛騨市東町コミュニティーセンター敷地)
第24	議案 第28号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第29号	飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について
第26	議案 第30号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第31号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
第28	議案 第32号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)の変更について
第29	議案 第33号	飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第30	議案 第34号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)

## 令和5年第1回飛驒市議会定例会議事日程

令和5年3月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第35号	令和4年度飛驒市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第32	議案 第36号	令和4年度飛驒市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第33	議案 第37号	令和4年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第34	議案 第38号	令和4年度飛驒市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第35	議案 第39号	令和4年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第36	議案 第40号	令和4年度飛驒市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
第37	議案 第41号	令和4年度飛驒市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第38	議案 第42号	令和4年度飛驒市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第39	議案 第43号	令和5年度飛驒市一般会計予算
第40	議案 第44号	令和5年度飛驒市国民健康保険特別会計予算
第41	議案 第45号	令和5年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第42	議案 第46号	令和5年度飛驒市介護保険特別会計予算
第43	議案 第47号	令和5年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
第44	議案 第48号	令和5年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第45	議案 第49号	令和5年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算

令和5年第1回飛驒市議会定例会議事日程

令和5年3月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第46	議案 第50号	令和5年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
第47	議案 第51号	令和5年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第48	議案 第52号	令和5年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第49	議案 第53号	令和5年度飛驒市情報施設特別会計予算
第50	議案 第54号	令和5年度飛驒市給食費特別会計予算
第51	議案 第55号	令和5年度飛驒市水道事業会計予算
第52	議案 第56号	令和5年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第53		一般質問

○出席議員（12名）

2番	水谷	上	雅	廣
3番	谷	口	敬	信
4番	上	吹	豊	孝
5番	井	端	浩	二
6番	澤		史	朗
7番	住	田	清	美
8番	徳	島	純	次
9番	前	川	文	博
10番	野	村	勝	憲
11番	籠	山	恵	子
12番	高	原	美	子
13番	葛	谷	邦	子
			寛	徳

○欠席議員（1名）

1番	小	笠	原	美	保	子
----	---	---	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
総務部長	谷	畑	孝	之
企画部長	森	尻	雄	郎
市民福祉部長	藤	田	弘	史
商工観光部長	畑	井	あ	づ
農林部長	野	上	久	徳
環境水道部長	横	村	裕	和
基盤整備部長	森	山	英	樹
危機管理監	高		友	康
教育委員会事務局長	野	見	賢	一
財政課長	上	村	浩	司
		畑		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
	畠	中	み	な
			み	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の欠席議員は、1番、小笠原議員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、5番、井端議員、7番、住田議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について  
から

◆日程第52 議案第56号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算について

◆日程第53 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第6号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例についてから日程第52、議案第56号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算についてまでの51案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。51案件の質疑と併せて、これより日程第53、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。7番、住田議員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

改めまして皆さま、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、登壇させていただきます。昨日同様、闊達な議論になるようによろしくお願いいたします。私は今回大きく分けて2つ質問をさせていただきますが、まず、最初に外国人就労者と多文化共生についてお尋ねしたいと思います。

本年度、令和5年度予算の政策立案にあたり、市内では人口減少、少子化による産業・地域の担い手不足、市内マーケットの縮小がさらに顕著になっていると、現状認識の中に記しています。今まさに働き手不足に直面しています。どの業種でも深刻な課題であり、今後、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い社会が活性化すると観光業などさらに人材不足が心配されます。

そこで、どれだけでも人材不足に対応するため、外国人就労者の力を借りています。平成30年には29名だった外国人就労者も令和3年には100名を超え、令和4年は94名が製造業、建設業、介護分野を中心に活躍されています。出身国ではベトナム、インドネシアの増加が特に目立っています。

議会の総務常任委員会では介護における外国人就労者の現状と課題を確認すべく、神岡町のたんぼぼ苑に就労されているインドネシアやネパール、ベトナム出身の方とオンラインでお話を伺ったり、管外視察では、飛騨市と介護や福祉人材育成に関わる連携協定を結んでいる、池田町のサンビレッジ国際医療福祉専門学校を見学しました。ここでは飛騨地域出身の学生や卒業生との面談の機会や、今年たんぼぼ苑に就労予定の外国人の方とオンラインで会話をを行い、歓迎の気持ちを表しました。このように外国人就労者が増え、産業界、介護の分野で貴重な役割を担っていらっしゃいます。そのような方々に気持ちよく長く働いてもらうため、市では事業者と協力しどのような支援を行っていくのかお伺いします。

まず、1点目に人材不足と外国人就労者への期待についてです。人口減少がもたらす要因として生産年齢人口が減少し、今後社会経済活動に影響が出てきます。人手不足は数年前から言われ続けてきましたが、その間、市としてはどのような対応策を取られてきたのでしょうか。また、今や外国人就労者は貴重な労働力であります。様々な分野で活躍されていますし、日本経済にとっても今後大切な労働源です。特に介護現場では外国人就労者の力なくしては利用者を受け入れできない現状もあります。市としては外国人就労者にどのようなことを期待し、今後の施策につなげていくつもりでしょうか。

2点目は外国人就労者の生活環境についてです。飛騨市においては様々な国から就労されています。業種も就業形態も多岐にわたります。母国を離れ、知らない土地で生活される苦労もあろうかと思えます。中には母国から家族を呼び寄せ、生活基盤を築きつつある方もいらっしゃるようです。今後はお子さんの教育問題も課題となってくるのではないのでしょうか。また、住環境整備も心配の種です。民間賃貸住宅が少ない神岡町では特に家族単位で住む場合、苦慮されているようです。買い物1つとっても徒歩か自転車に対応され、遠方への移動は困難なようです。このような生活環境の整備について、事業者の責任だけではなく市としてどのように対応されるのでしょうか。

3点目は多文化共生の推進についてです。市では新年度、これまで労働者としての外国人支援から生活者としての外国人支援に大きく拡大し、多文化共生に関する取組を推進することで、地域住民と外国籍市民が互いの文化を認め合い、安心して共に暮らせる環境の整備を行うとしています。まさに理想の姿ですが、具体的にどのように推進されるのかお伺いします。以上、外国人就労者と多文化共生についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

畑上商工観光部長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

おはようございます。それでは、まず1点目の人材不足と外国人就労者への期待についてお答えいたします。まず、人手不足について、市がこれまで行ってきた対応策についてご説明いたします。市内企業が就労希望者へ自社の魅力をアピールするためのメニューとしましては、高山市

と合同で年4回行っております飛騨地域合同企業説明会や、市が発行している就職総合情報誌の中学、高校への配布、就職情報ホームページ「企業ステーションH i d a」の運用、高校生向け企業説明会の開催等を行ってきました。

また、市内企業が就職フェアへの出展や、就職サイトへの掲載を行う際の経費に対する補助制度も設けております。女性や高齢者等の労働力の掘り起こしのためのメニューといたしましては、働きやすい職場づくりを推進するため経営者に向けた女性・高齢者活躍セミナーを行うことや、バリアフリー等の職場環境の改善のための補助制度などを行ってきました。また、人出不足が深刻な建設業や製造業等の業種には、既存の労働力のスキルアップや職場定着を目的としまして従業員資格取得支援補助を行っております。人材確保以外で人手不足をカバーする方策といたしましては、省力化、効率化を進めるために当市のDX化補助金や国県のIT導入補助金等、企業のIT化を促す補助制度を活用し、人手不足をDX化によって代替することの推進も行っております。次に、外国人就労者への期待についてです。当然のことですが、優秀な外国人材に活躍してもらうことによって、企業経営の安定化や企業の成長も促進されることとなり、人手不足の解決策の1つとして期待をしております。それ以外でも、外国人の労働意欲は非常に高く、彼らの仕事に取り組む姿勢が企業の雰囲気を変えることになり、日本人の従業員の意欲向上を目指したいという企業にも、外国人の採用はメリットになると考えております。

また、言語はもちろんのこと、文化や商習慣、知識、技術など、外国人就労者を通してさまざまな側面で新しいコミュニケーションが生まれます。将来的に海外進出を考えている企業であれば、外国人の存在が企業のグローバル化につながると考えております。外国人ならではの目線による商品開発や、新たな販路拡大など市場開拓を進める事ができ、社内に多様な人材が所属していることが新たなアイデアの創出につながる可能性もあると考えております。

次に2点目の外国人就労者の生活環境についてお答えします。外国人就労者の生活環境の整備に関する当市の支援については、まず、言葉の問題がありますので、通訳支援の補助制度や日本語教室の開催などの支援を行っております。また、外国人材採用事業所が集まる交流会を開催し、それぞれの企業が持つ外国人の生活環境を改善するための情報や意見の交換を行っております。

また、市内での外国人割合が多いベトナム人とインドネシア人のそれぞれ1名の方を外国人実習生等業務支援員に任命して、言葉や仕事、生活での困りごとのサポートを行っていただいております。住居の支援につきましては、空き家を外国人就労者の住居として使用する際の賃貸料の補助を行っております。外国人向けの賃貸住宅を増やそうと、市内の不動産業界と情報交換を行ったところ、外国人に対してのマイナスイメージが強いため、貸主が現れにくいとのことでした。外国人のマイナスイメージの払拭のために、外国人材の交流会の中で、ごみ出し等の生活マナー講座を行いましたり、料理教室による地域住民との交流事業を行っております。

神岡町では、外国人介護人材を採用している法人で家族と一緒に暮らすことを希望する方のために、令和4年12月議会の水上議員からの一般質問においてもお答えしましたように、取り壊し予定だった市民病院医師住宅を、新医師住宅が完成した後に2棟4世帯分を無償譲渡により利活用することを検討しております。家族単位の転入も増えておりますので、市役所内で横断的に情報共有ができるように、総合政策課、総合福祉課、商工課、小学校等が参加した会議を行い、それぞれ「地域生活安心支援センターふらっと」での暮らしの相談や、入学が予定される学校では



外国人の就学へのケア等の対応にあっております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、3点目の多文化共生の推進についてお答えいたします。市では、これまで技能実習生等の外国人材の活用や生活支援に取り組んできたところですが、そうした方々の中から日本にご家族を呼び寄せられるケースや、小さいお子さんを連れて就労のために移住されるケースが始め、これまでの外国人材ご本人の就労支援のみならず、同伴者の就労や語学の支援、お子さんの保育や就学の支援など、多岐にわたった支援が必要になってまいりました。こうした現状認識から、令和5年度より多文化共生の推進に力を入れることとし、3つのテーマで事業を展開いたします。

1つ目は支援体制の整備です。総合政策課内に外国人住民等に関する相談窓口を設け、岐阜県多文化共生推進員等との連携により、地域住民とのトラブル解消や日本で生活する上での困りごとの解消を図るほか、市民保健課窓口にも簡易AI通訳機を導入し、市役所における支援体制を整えます。

また、多文化共生推進員が市内に1名しかいないことから、こうした市の取組にご協力いただける方の掘り起こしや育成にも取り組んでまいります。

具体的には、市内で日本語を教えるスキルを学ぶ研修会を県との連携により開催し、日本語講師の育成を図るほか、市の取組にご協力いただける方を飛騨市多文化共生支援員として認定し、多文化共生の推進リーダーとして地域に暮らす外国人住民の生活相談などのサポートを行います。

2つ目は外国人住民の生活支援です。市内で生活される外国人住民の語学支援のため、日本語教室を市内で開催いたします。また、ごみの出し方や災害が起きたときの対応など市内で生活する上で必要な情報やルール等をまとめたパンフレットを作成し、外国籍の方の転入時に配布することに加え、日本語教室での教材としても活用を図ってまいります。

3つ目は市民への理解促進です。岐阜県多文化共生推進員を講師として、区長会などの場において市内で暮らす外国人住民の生活状況や市の多文化共生の取組などを知っていただくための勉強会を開催するほか、地域住民と外国人住民がお互いの文化を学び体験する交流会を開催いたします。

以上が具体的な取組ですが、まずはこうした事業を実施していく中で、様々なニーズを把握しつつ関心のある方の掘り起こしを行うとともに、先ほどの商工観光部長の答弁でもありましたが、教育や子育て、福祉など庁内関係部局とも連携を密にしながら、きめ細やかな支援につなげていきたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○7番（住田清美）

本当に人手不足は今、顕著な問題で、昨日も人手不足に対する答弁もありましたけれど、その

中で、今の答弁にありましたように、市としても、企業としても、企業説明会とか就職フェアの展開。それからまた人手不足を補うような様々な省力化、DX化、IT化を進めるというようなことを説明されましたけれど、人材不足、肌で感じて昨日も人材不足の答弁の中でも働ける人はもう働き切っているみたいな答弁もありましたけれども、今、実際に商工の部局として、企業ではまだまだ人材は欲しいばかりなのか、そこに見合うだけの人材の投入はできているのか、あるいは今後もできる見通しはあるのか、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

最近、商工団体の会合ですとか、そういったところで、企業の経営者の方たちとお話をする際にも、人材不足が、まず一番課題として話題に上がっています。どこの企業でも喫緊で深刻な課題として捉えられていまして、どこも特効薬的な解決策がないために、とにかくありとあらゆる方向からの働きかけによって、どれだけでも人材を得ようとしていらっしゃるのが現状です。ですので市も同様に、いろいろな方面からのアプローチで、人材獲得を少しでも解消するための事業を行っていきたいと考えています。

○7番（住田清美）

そうですね。なかなか、これといった特効薬がないというのは、そのとおりではないかと思えます。やっぱりその中でも、そういう人材不足をカバーしてくださる外国人就労者の存在というのはやっぱり大きな力だと思います。

今現在でも100名ほどの方がいらっしゃいますので、そういう方々の力をお借りすること、そして私、商品開発とかで外国人目線で開発されるということ为先ほど答弁をいただいて、そういう視点も、そういう外国人の方の多文化的なところがあるのかなということは感じさせていただきました。

そして、言葉に対しても通訳支援とか日本語教室なども開催されるようでございますし、3つ目の多文化共生にもつながってまいりますけれど、やっぱり言葉の壁が一番大きな壁だと思います。それで、県の多文化共生支援員はいらっしゃいますが、今度また飛騨市でも独自に多文化共生支援員を入れて、そういう言葉を中心に文化の違いとかいろいろなことを補填されるということなんですけれど、飛騨市で独自に支援員を存在させることについて、めどと言ったら何ですが、そういう方はいらっしゃるのでしょうか。それと県の支援員を活用して様々行うということなんですけど、県の支援員さんは複数回需要があるときにはこちらに来ていただけるような体制は取られているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

飛騨市独自の多文化共生の支援員さんのめどというようなことにつきましては、そういう多文化の共生についてご興味を持たれている方はいらっしゃるというふうにもお聞きしておりますので、そういった方々にこちらからもアプローチをさせていただいて、ぜひ一緒に事業に取り組んでいただきたいという形でお願いをして、認定をさせていただきたいというふうに考えており

ます。

県のほうにも今おっしゃっていただいたような、そういう多文化共生の推進に関するプログラムを支援していただく方がいらっしやいまして、そういう方にも複数回、しょっちゅう来ていただくということは難しいかなと思います。今いろいろとオンライン上で相談するとか、そういったこともございますので、そういったことで相談をさせていただいて、日本語の教育のプログラム等についても、ご意見をいただきながら進めていきたいなというふうに考えております。

○7番（住田清美）

ぜひ、そういう方々に入らせていただいて、皆さんで交流ができたらし、多文化共生の中にも市役所の窓口にも簡易的な通訳機を入れるということでしたが、これは多分、市民保健課の窓口だけではなくて、今後、ハートピアの中にある相談支援とか、そういうところにも、もし通訳さんがすぐに手当てできないときには、そういう通訳機をいろいろなところに入れて、意思の疎通を図っていただければいいのかなと思っております。そして今、SNSが発達しております。外国人の方も全てスマートフォンでいろいろな地域の国内にいらっしやる、海外にいらっしやる方々は別ですけど、いろいろなツールを使って、自分が今置かれている就業体制とか、生活環境のこと、いろいろなことを皆さん情報共有されておまして、もうちょっといい待遇のところがあると、すぐにそちらのほうに移動されるというようなことも聞いておりますが、こういう時代にも負けないような飛騨市で、外国人の方も頑張ってもらえるような、飛騨市ならではのそういう就業体制の魅力づくりというのは、今、先ほどおっしゃってくださったような補助金とか支援策で十分だと思っておりますが、また今後も要望に応じては拡充されていくような思いはありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

外国人の方への支援といいますのは、ありきたりなものではなくて、やはりそれぞれ皆さんが抱えておられる困りごととか、そういった声を一つ一つ拾いながら、そこに向かって対応を考えていくということが大事だと思っております。ですので、改めて新規の事業として大きく取り上げるというほどのものではないかもしれませんが、普段の外国人さんが勤めていらっしやる企業の経営者の声、そして勤めていらっしやる方の声を、現在もいろいろな場面で都度都度伺うようにしておりますので、そういった中で対応できることを増やしていきたいと思っております。

○7番（住田清美）

それで特に外国人の方の力なくしては経営できない介護分野についてちょっとお尋ねしたいと思っております。神岡町の介護施設では、たくさん外国人の方がいらっしやあって、そのおかげで事業が回っていているような状態であります。今、住居環境をお尋ねしたところ、やっぱり家族を帯同される方も多くいらっしやるということで、市営住宅に応募してもなかなか入れないし、困っているんだよというような声もいただいておりますので、答弁の中で、今後取り壊し予定の医師住宅をこちらに改修して充てるというようなお話も聞きましたし、それからお買い物1つとっても、神岡から富山へ行くのになかなか足がないというようなことも聞きましたので、この辺についての公共交通との絡みとかで、要望はいろいろ伝えてあるのでしょうか。外国人の方がし

っかり根を張って生活していけるような、そういうようなことについてはいかがでしょうか。交通の問題については。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

外国人材の方の移動の足の問題については、やはり市内でももちろんですし、富山へ出かけた際の行き方が分からないとか、そういったことでのお声もいただいております。ですので、令和5年度の事業の中で、今、飛騨市では公共交通のほうも乗り継ぎがしっかりできるようなダイヤの改正を行ったり、猪谷での乗り継ぎがスムーズにできるようなダイヤ改正も行われておりますので、そういったところのご紹介も併せて行ったり、実際にバスを走らせていただいて、バスに乗りながら、バスの乗車体験をすることで、やり方とかマナーを習得していただくような講習会も計画していますので、そういったことで対応していきたいと思っています。

○7番（住田清美）

ありがとうございます。先日、私ちょっとバスに乗ったら高山方面から来たバスだったんですけど、市内に勤めていらっしゃる若い外国人就労者の方が何人かでバスに乗っていらっしゃいました。高山へ多分買い物なり用事に行かれたのかなと思うんですけど、しっかりその乗り方も分かっていらっしゃるし、お金の払い方とか、自分の停留所がどこなのかということも、何か所かに分かれて降りて行かれたので、そういうこともしっかりとやっぱり身につけて、利用されていくというのはとても素晴らしいことかなと思っています。いずれにしても外国人就労者と一口に言っても、技能実習生の方と、また特定技能実習者とかでは、勤める年月も待遇も就業環境も違ってくるかとは思いますが、せっかく飛騨市にご縁をいただいて、貴重な労働力として皆さんのお力をお借りしている以上、今、多文化共生ということで、労働者としての外国人から今度市内生活者としての外国人へということで、広く支援をしてくださるということで、やっぱり一番、お互いの文化を理解し合って同じところで生活していくということが一番大事になるのではないかなと思っていますので、市民の皆さんが、遠巻きに見るのではなくて、一生活者として同じ地域に生活する生活者としての目線で外国人の方と一緒に生活がいけるような、またサポートを事業所とともに市としても、今後も続けていただければと思っています。気持ちよく働きたいものだと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。2点目は、多機能型障がい者支援センター古川いこいの開設についてお尋ねしたいと思います。養護老人ホーム和光園の旧の建物をリノベーションし、障がい者グループホームを核に他施設も移転し、総合的に運営するという想定で今まで認識していましたが、このほど現在別の施設にある訪問看護、訪問介護、相談支援、居宅介護支援等に加えて、市の地域生活安心支援センターふらっと+も集約させ、さらに隣接する養護老人ホーム和光園や障がい者自立支援施設憩いの家とも深く連携する形で飛騨市多機能型障がい者支援センター古川いこいとして7月にオープン予定ということです。

様々な機能が集約され障がい者の方が安心して住み慣れた地域で生活される拠点ができるのだと思いますが、設置者はあくまでも市であり、グループホームの運営指定管理者が吉城福祉会だと思っています。その辺の整合性や目玉である障がい者グループホームの運営については体制

が整っているのか、次の4点をお尋ねしたいと思います。

まず、1点目は古川いこいの運営についてです。先ほども述べましたが、様々な機能が集約された多機能型障がい者支援センター古川いこいですが、これらの連携についてはどこがコーディネートするのでしょうか。市の構想で整備されたのなら行政がリーダーシップを取ってもらいたいものですし、市の思いを受け止めて吉城福祉会が取りまとめていくのならしっかり連携はとられているのでしょうか。業務の核となる運営主体についてお伺いします。

2点目は障がい者グループホームの運営についてです。いよいよ7月開設に向け準備が進められていくことと思いますが、このグループホーム、定員は男性6名、女性6名の12名です。しかし、当初は何名ほどの利用でスタートされるのでしょうか。受入れの職員は確保されているのでしょうか。また、今後、障害の重い方の利用となった場合、入浴環境をはじめ受入れ体制は整っているのでしょうか。

3番目はショートステイ利用についてです。障害児者をお持ちの家族にとって、不測の事態に備える安心の場として、ショートステイの利用が考えられますが、古川いこい、また、神岡町山田にあります障がい者支援センターでもショートステイの計画がありました。両施設とも令和5年度にはショートステイの受入れが可能になるのでしょうか。

4点目はふらっと+の機能についてです。飛騨市多機能型障がい者支援センター古川いこいには、新たに地域生活安心支援センターふらっとのランチ事務所、ふらっと+が集約されます。具体的にどのような業務を行い、連携されていくのでしょうか。以上、多機能型障がい者支援センター古川いこいの開設に向けてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

多機能型障がい者支援センター古川いこいの開設について4点のご質問をいただきました。まず、1点目の古川いこいの運営についてお答えをいたします。

これまで障がい者グループホームとして説明してまいりましたこの施設については、開所にあたり、施設機能の再コーディネート・拡充を行い、多機能型障がい者支援センター古川いこいとして位置づけることといたしました。これは神岡町山田地区で開設している多機能型障がい者支援センターと関連づけながら、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるためのサポート拠点となる地域生活支援拠点という位置づけを明確にし、しっかり機能させていきたいという思いからであります。

この地域生活支援拠点とは、国が全国市町村に整備を促しているもので、障害のある方の介護者の高齢化や障害のある方ご自身が重症化した場合などを見据え、ご自身が孤立して困ることなく安心して地域で暮らせるために、各サービスを点ではなく線で結びサポートする市町村の拠点をつくるというものです。

国では自治体に対し、この拠点整備について、1か所に支援機関を集約する多機能拠点型と、地域に散在する支援機関に役割を与え連携させる面的整備型の2つの在り方を示しています。

飛騨市ではこれまで面的整備型として、市のふらっとがそのまとめ役となって地域の支援機関

に協力をお願いし、昨年度からその取組を始めてきました。こうした取組の流れの中で、今回のグループホームを核とし、在宅支援系の医療・福祉サービスを集約することで、面的整備からさらに一歩進んだ多機能拠点型に位置づけることができるようになると考えております。全国的にもこの多機能拠点型で整備をしている自治体は少なく、有益な連携支援が大きく期待できるものとなっています。

この体制を確立していくためには、吉城福祉会に全て委ねるのではなく、市がリーダーシップを取っていく必要があることから、ふらっとでの活動成果を踏まえ、ふらっとのランチ事務所を本施設内に設置することとしたものです。市が司令塔的立場で関係支援機関の連携の要となつて、体制確立に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の障がい者グループホームの運営についてお答えいたします。現在、指定管理者の吉城福祉会で開所に向けた準備を進められていますが、利用者の募集開始については施設見学も可能となる6月1日からを予定されており、当初は入居定員の半分である男性3名、女性3名の計6名を募集されると伺っています。自宅以外での生活や家族以外との共同生活は初めての方が大半なため、事業所指定を受け、サービス提供が開始できる予定の7月1日以降、体験利用から始められ、その後、本入居契約をされるものと見込んでいます。

職員の体制ですが、管理者やサービス管理責任者といった責任あるポストの職員は決まっています。その他、生活支援員や世話人については、入居する利用者の状態像によって必要人数も多少前後するものの、隣接する憩いの家職員の兼務が基本となっているため確保のめどは立っています。ただし、円滑な運営のために新たな職員の募集もされています。

重度の方の入居については、一般的なグループホームでは受入れを想定していないレベルの方でも受け入れていく意向で、そうした体制は整えています。現時点では、医療的ケア者や特殊浴槽での入浴が必要な身体に重い障害のある方などの受入れまでは想定していないところです。

次に、3点目のショートステイ利用についてお答えいたします。ショートステイの利用ですが、神岡のピースでは県指定の短期入所サービスとして、本年度4月から利用できるようになっております。生活介護の利用者やそのご家族に宿泊利用についてお声がけしているものの、具体的な利用の申し込みがない状況です。

古川いこいでも、ショートステイを2床整備しています。こちらはグループホームに常に職員がいる状況下での県指定の短期入所サービスとして対応可能なレベルの方の受入れをするほか、地域生活支援機能として親元を離れた生活体験の利用についても市の委託事業として行っていく予定です。併設の養護老人ホームのショートステイ2床も現在様々なケース対応がある中で大変有効に機能しており、こちらも同様に障害をお持ちの方のケースでも適宜利活用してまいります。

障害をお持ちの方のショートステイ利用における実情ですが、障害度合いによっては慣れない環境で急に宿泊することは、利用者も支援者ともに戸惑う形になるため、緊急時などに備えて平常時に宿泊利用することでお互いに慣れておくというお試し利用のプロセスが重要となってきます。計画相談員や巡回訪問員などにより、事前の備えとして定期的利用の大切さを啓発しながら、平時の利用に向け周知したいと考えています。

最後に、4点目のふらっと+の機能についてお答えをいたします。ふらっと+をこの施設に設

置をすることとした経緯につきましては先に答弁させていただいたとおりであり、法定サービスを提供する支援関係機関の地域サポート連携がきちんと機能するよう、そのコーディネートを進めるものですが、ふらっとは法定サービスの隙間を埋め、障害者手帳をもたない方をも対象としている市の独自の支援機能を持っており、そうした法定サービスにつながらない方への直接的な支援も行っています。

今回ふらっと+を設けることで、現状のふらっとにおける相談機能と直接支援機能を明確にしたいと思っております。ハートピア古川のふらっと本体では、市民からの多様な相談を受け、内容を分析し支援方法を決めていきます。その上で古川いこいにおいて法定・法定外の支援連携で直接の継続支援を行っていく体制をイメージしています。

また対応ケースが生じてから動くばかりでなく、ふらっと+を設置することで対応ケースが生じないようにする予防的視点の動きを強化しようと考えており、そのため、この施設を活動拠点として市の巡回訪問員などを増員し、アウトリーチを中心とした取組を強化してまいります。

具体的には、支援やサービスを活用されていない方のご家庭を訪問し、困りごとなどをお聞きするほか、本当はサービスを受けたい、また、サービスを知らないなど窓口まで来られない方に対してもきちんと手を差し伸べる支援を行います。また、ご自分では気づきにくい自分自身の病状や障害の程度、健康状態などの様々な変化も客観的に捉え、対処のきっかけを提供していくなど困りごとを生じさせない取組に力を入れてまいります。

その上で、困ったことが起きたときに、どこに連絡し、どう対処していけばよいか、事前に「もしも」のための備えをしておけるよう個別にその備えのお手伝いをしてまいります。

また、ハイリスクな家庭を把握した際は、定期的な家庭訪問により困りごとが大きくなるような見守り支援を行ってまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○7番（住田清美）

障害に関する拠点ができるということはとても素晴らしいことだと思いましたが、1点目の運営主体につきましては、市がリーダーシップを取っていくということで、市が主導となっていくということをお願いしました。それで、多機能拠点型ということで整備を進めて拠点になるということなんですが、その中でふらっとを入れた理由は、市がそのリーダーシップを取っていくためでもあるということなんですが。これだけの広いいろいろな施設もありますし、いろいろな機能が入っていますので、それはやっぱり何かあったときに皆に指令を出すコーディネート役はふらっとの職員が、その中心になるのでしょうか。例えば市のハートピアにある行政のほうはやっついていけるのでしょうか。その辺のとか、月に1回は連携会議をするとか、そのようなことについては、今のところどのような方向で進められていきますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ほどおっしゃいました連携という部分では、建物のハードというか、そのハードの部分につきましては、吉城福祉会がやっぱり中央部にいらっしゃいますのでそういうことになりますがソフトの組織の連携という部分では、ふらっとのブランチ事務所が機能をしていくという形になっ

ていくかと思えます。連携のそのための会議につきましては、まだ詳細は今からですけども、月に1回なり2か月に1回なりは、全体会議という形でやっていきます。

○7番（住田清美）

しっかり市がリーダーシップを取ってよろしくお願ひしたいと思えますし、今度、グループホームのことなんですけれど、6月1日から募集を始められまして、当初は半分の6名程度ということで、最初から満杯は無理だとは思っています、将来的に12床満床にしないと多分、指定管理を受けている吉城福祉会としては、運営が厳しいのではないかと思っています、この大体の計画年度として満床にするにはどれくらい、補助金がくる3年をめどとか、その辺のことはありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

指定管理の応募を頂戴したときにも吉城福祉会さんのほうから初年度、最低でも6名、次年度、令和6年度で9名、最終年度の令和7年度にはマックスの12名というご提案を頂戴しているところでございますし、令和5年度、例えば今6名と申し上げましたが、最低が6名でございます、吉城福祉会の人員体制が整えば、それからの応募ございましたら6名以上も受けていきたいという思いはもっていらっしゃいます。

○7番（住田清美）

そうですね、やっぱり運営する側からしたら多くの利用を望むところだと思います。後でまた、重度の方、重い障害の方、特殊浴室が必要だとか医療的ケアの方については、まだ、当面は想定されていないということでしたが、今後いろいろなケースが出てくると思いますので、またその都度お願ひしたいと思えますし、それから、マックス12名を受ける場合に人の手がやっぱり必要になってくると思います。障害の程度も様々だと、余計に人の手が必要だと思いますが、今のところ吉城福祉会では、充足されているというような話でしたけれど。先日も新聞折り込みに吉城福祉会の求人広告も入っておりまして、今、飛騨市内の介護とか看護施設の中では、本当に人手不足が顕著で、介護の方、あるいは看護師さんが足りないものですから、1つのユニットがしばらく閉鎖されていたりとか、1階の部分が閉鎖されていたりとかというような話をよく耳にします。先ほどの人材不足の話にも関連はしてくるんですけど、介護、こういった施設はあるけれど、働く人がいない状況について市民福祉の部長としての立場はいかがでしょうか。その辺の状況については。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これまでも様々な介護人材、福祉人材の確保として市でもいろいろ策を打っているところがございます。

すみません、次の前川議員のご質問のところも言うんですけども、社会福祉連携推進法人という今回提案が出て、2法人からも上がって市としてもそこに関わっていきたいと思っています、こういったことの制度も使いながらやっていきたいということをおもっています。



○7番（住田清美）

ありとあらゆる施策でよろしくお願ひしたいと思ひます。本当に働く人がいなければ、今後、2025年問題、団塊の世代が後期高齢者になる、この2025年が目前です。この団塊の世代が75歳になったからといってすぐに施設に入居というわけではないと思ひますけれど、今後、需要はあると思ひますので、介護分野、福祉分野の人材確保については、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。これからお世話になる身にとっては、よろしくお願ひしたいと思ひています。

それから、今のグループホームがようやく今完成して、安心できる拠点ができるいいんですが、今、憩いの家も含め、ここが障害者拠点になるということで、広い範囲の拠点ができたということになっていますが、こういう施設ができるということは、やっぱり地元の皆さんの協力なくしてはできないことだと思ひています、この下気多地区の皆さんのご理解とか説明とかについては、十分に行政のほうからされていますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今回のこのグループホーム施設整備にあたりまして、地元の24区の方へ何回か説明に伺って地元の皆さまのご理解も得られているところでございます。

○7番（住田清美）

地元の皆さんも快く受け入れてくださるということですので、ぜひこの施設がふらっと＋もここに入って、指導的立場で吉城福祉会とも連携して、障害のある方皆さんが安心して、相談もできるし、いろいろなサービスも受けられていろいろなことができる安心していただける施設ができたということで大変喜ばしく思ひています。あとの運営がスムーズに行くことを祈念いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を11時00分といたします。

（ 休憩 午前10時55分 再開 午前11時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。今回

は大きく3点させていただきます。1つ目ですが、アフターコロナに向けてということで3点お伺いいたします。まちなか簡易検査センターの撤去について。2点目、抗原検査キットの在庫について。3点目、アクリル板などの処分についてということです。

いよいよ5月8日連休明けから感染症の分類が5類に移行となります。これでインフルエンザ並みの扱いに向かっていくこととなります。また、3月13日、来週の月曜日からは、マスクの着用も個人判断となってきます。また学校の教育現場では、新学期となる4月1日から着用を求めないことを基本とするほか、それに先立って行われる卒業式は、その教育的意義を考慮し、児童生徒等は着用せずに出席することを基本とするとしています。約3年間続いた新型コロナウイルス感染症対策も終わりに近づき、以前のような通常の生活が戻ってくるものと期待をしております。

そこでお伺いいたします。まちなか簡易検査センターの撤去についてです。令和4年度3月の補正予算で解体費用400万円が計上されました。プレハブの建物、古川町と神岡町の2か所で、そこまでの解体撤去費用が膨らむのがちょっと不思議で分からないものであります。

建物がたしかリースという話で聞いておりますので、リース契約であれば、設置から撤去までリース費用に含まれていなかったのでしょうか。また、まちなか簡易検査センターのリース費用は幾らだったのでしょうか。設置から撤去までの建物に関係した総費用及び検査キットの購入総数と費用、人件費などの総額は幾らになるのかお示してください。

2点目、抗原検査キットの在庫についてです。3月末でまちなか簡易検査センターが閉鎖となります。備蓄分の抗原検査キットを春の例祭など、またイベントなどに提供とありますが、市の備蓄分やまちなか簡易検査センターの在庫分での対応で、在庫を使い切り次第終了となり、追加購入はしないとの見解でよろしいでしょうか。

また、市民に対してキット購入補助を継続していく方針ですが、5月8日の5類移行以降も続ける方針でしょうか。キットを販売する薬局もそれなりに在庫を抱えることとなりますが、購入助成制度が終了したときに薬局にある在庫については、何か対策を考えているのか教えてください。

3点目です。アクリル板などの処分についてです。飛沫感染防止の観点からアクリル板やビニールシートが推奨され、活用されてきました。新型コロナウイルス感染症対策による補助制度もあり、事業所や飲食店などにはほとんどあります。市役所内でも職員の執務室では、個人を囲うようにして設置してあります。事務職員の机の数の分だけ設置されております。危機管理課でも、持ち運び用に数十枚購入されています。市役所内だけでも、アクリル板やプラスチックのボードが大量にあります。2万2,000人ほどの小さな飛騨市内だけでも、かなりの量が不要となり廃棄されるおそれがあります。袋に入れて可燃ごみに出すことも可能と聞いております。事業で使用したものだから事業系ごみ、産業廃棄物として処理するのが本来の姿かもしれません。

しかし、今は地球温暖化防止、二酸化炭素排出削減、脱炭素社会に向かっている時代です。環境問題も踏まえて、飛騨市が先頭になり、リサイクルなどの再資源化を考えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

アフターコロナに向けてとご質問いただきました。私からは1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず1点目、まちなか簡易検査センターの撤去についてお答えをいたします。はじめに、これまでの経緯から整理させていただきますと、新型コロナウイルス感染症流行下において、感染の不安を持たれた市民や来訪者の方が迅速に検査結果を得られる仕組みができないかとの検討を行い、市民病院の感染症専門医からも指導、助言をいただき、病院の巡回診療という形で、令和3年8月に全国的にも先駆的な取組として、当初は若宮駐車場内の消防器具庫で開設しました。

その後、同年10月、場所を市役所駐車場に移した際にコンテナハウスをレンタルする形態とし、翌11月には神岡会場として神岡振興事務所駐車場に同タイプで開設をしました。

当初設置した際には、単にコンテナの組立て設置だけではなく外部屋根造作や電気工事もあること、センターをいつまで設置するのか見通しが立たない状況にあったことから、総合工事業者に設置完了までのレンタル料を含めて工事発注し、コンテナハウスや周辺造作材などのレンタル品については、工事完了後からレンタル業者と直接契約して支払う形にしました。

なお、当初設置時の契約額は2か所合わせて約251万円であり、撤去費用は含まれておりません。その後も感染流行の波が繰り返される中、まちなか簡易検査センターをいつまで開設するのか不透明であったことから、コンテナハウスなどは3か月毎に賃借契約を更新しながら現在に至っております。

検査センター設置から現在までに一般会計で支出した費用の内訳として、感染防護具や消毒液などの消耗品160万円。仮設建物として建築事務所の許可を得るために昨年春に施工した基礎の地面定着化に係る再設置工事を含めた工事費が685万円。コンテナハウス、敷鉄板、エアコン、モバイルルーターなどのレンタル料が540万円。スポットクーラー、ファンヒーター、テーブル等の備品購入費が50万円。消毒作業に従事いただくシルバー人材センターへの委託料が417万円。暖房用燃料費が13万円と総額1,865万円となっています。

これに病院事業会計から支出されている看護師や検査技師の人件費2,394万円、検査キット1万4,550個の購入費1,268万円を加えると、支出済総額は5,527万円となります。

ただし、この事業に対して病院事業会計には、県から新型コロナウイルス感染症検査促進事業補助金として今年1月分までで合計3,797万円が収入されることになっています。

なお、この差額は地方創生臨時交付金を充てることも可能ですが、ほかのコロナ対策事業を優先した関係で、市の一般財源で措置しております。

また、今般、3月末でまちなか検査センターを閉鎖することとし、3月補正予算に建物の撤去費用として350万円を計上させていただいたことについて高額ではないかとの趣旨のお尋ねですが、当該施設は鉄骨架台基礎の上に1棟4坪のコンテナを3棟組み合わせて設置され、外部に仮設材で屋根及び通路を設けてあり、床カーペット貼りや電気の引込、後づけでエアコンも設置されています。

これらを全て解体した上で、積込運搬、消毒まで含めての費用であり、設置時に要した費用及びその内訳と対比しても妥当であると認識しております。

次に抗原検査キットの在庫についてお答えします。市の検査キット保有数は、まちなか簡易検査センター配置分、保健センター留保分、まちづくり団体等への配付用など合わせて3月1日現在で2,867個となっています。

感染状況が下火になり、また、個人向けキット購入費助成事業により家庭内備蓄が進んだこともあり、まちなか簡易検査センターでの1日あたり検査件数も最近は一桁の日が多くなっていることから、最近1か月における在庫量の減少も250個ほどにとどまっています。

このことから、今後急激な感染拡大が発生しない限り、春の例祭関係などに提供を考えても、現在の在庫の中で対応可能であると判断しており、追加購入の予定はありません。

また、5類移行後のキット購入助成制度継続の有無については、現時点では決定しておらず、今後の感染状況も見ながら4月中に結論を出したいと思います。

なお、市内各薬局においても最近ではキットの販売状況を見ながら発注量を調整されていると聞いており、過度の在庫を抱えることはないものと認識していますが、万一大量の在庫が残った場合には、その時点で対応を検討いたします。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、3点目のアクリル板の処分についてお答えいたします。事業所や飲食店が事業活動に使用するアクリル板は産業廃棄物となりますので、廃棄する場合には、基本的には事業者自らが産業廃棄物処理業者等を利用して適正に処理していただくこととなりますが、小型の物など一般廃棄物の処理に支障のない範囲で飛騨市クリーンセンターであわせ産廃として焼却処理が可能な場合があります。

市としましては、アクリル板のリサイクルや利活用については特に検討はしておりませんが、例えば、市役所で使用していたものの処理について、必要な事業所などがあればお譲りするなどのリユースも含め、ごみの減量化に努めてまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○9番（前川文博）

3つ答弁をいただきました。一番最初の撤去費用が高いのではないかという話なんですけども、後で基礎とかの追加工事があれば、当然基礎の部分はお金がかかるし、外の屋根とかそういったものは別ということであれば、設置から考えれば、そんなに問題ない範囲かなということだと思います。これが高いかなということもあったんですが、結局これは幾らかかったのかなというのが一番知りたくて、トータルが5,527万円ですか。運営費等からキット、人件費まで含めてということですので、1万4,550個買って1万2,000回ぐらい簡易検査があったということかなというふうにしゅきの残った数から受け取れましたので、迅速な検査して、早い発見ができたということでは有効に機能したのではないかなと思います。

2点目のほうなんですけども、市の備蓄分だけで、まだかなりありますので多分、追加購入しないということですので、これでも多分余るのかなというふうでは聞きました。

薬局のほうの話なんですけど、助成制度の期間については未定という話でしたか。ちょっと聞いた話では2月28日に5月7日までという話が出ているのを聞いたんですが。それは、市のほうから話、通知はいついていませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

5類に移行ということでの5月7日、8日という話だと思いますが。市のほうとしては今のところまだ決定はしておりません。ただ、それを見据えて発注の調整をしてくださいということは、お願いをしております。

○9番（前川文博）

発注の調整は薬局のほうで今やっているということで、今現状は大体100個～200個ぐらい持っているんで、今まだ欲しい人がいらっしゃるということで、3月、4月で今の分は大体はけるのではないかなという話もありました。

ただ、これが5月7日で終わるということは、大体、薬局は2日～7日までが連休期間で休みなんですね。年末年始は急激に数が増えたということで輪番制で対応したというのもあるんですけど、この期間中、多分5月7日が終わりになるのではないかなと思うんですけど、最後の辺はどのような、最後は5日間休みになるという感じになるんですが、実質5月2日で終わりなのか、また輪番制を頼んで、どこかやってもらうのか、その辺は考えはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

感染状況次第かなということを思っております。今の状況であれば、連休のことまでは考慮しなくてもいいのかなということを思っています。

○9番（前川文博）

分かりました。最後は残ったときに対応していただくということでしたので、あとは薬局さんのほうで様子を見ながら調整していただければ、抱え込むこともないと思いますので、その辺はまたきちんと連絡をして、いつまでなのかということもしっかり話していただけて、やっていただきたいと思います。

それから、3点目のアクリル板ですけども、当然産廃ということは分かるんですけども、やっぱり今の脱炭素、いろいろなことでもあわせ産廃で燃やすこともできるという話もあるんですけど、やっぱり燃やすと煙が出ますし、二酸化炭素が出るということなので、9月のときに私が脱炭素絡みで質問したときに、今度、4月から専門人材、あれは電気とかのこともありましたけど、環境のほうでやるということになると、これには絡みませんか。やっぱり脱炭素をとれば、アクリル板は多分大量にあるんですよね。この市役所の中でも今燃やさないという話でしたけど、多分何百キログラムぐらいになると、100キログラムではきかないと思うんですよね。市内全体だと何トンかなという話になると、これが全国になっていくということなので、この小さい飛騨市で何か対応してリサイクルのほうに持っていか、そういったことの対応ができると環境的にいいのかなと思うことで、これは質問させていただいたんですが、どうですか。環境の面からで何

かできるようなことはないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

このアクリル板につきましては、全国的にどの自治体も利用したものでございまして、全国に多くあると思います。これが5月8日以降すぐに廃棄に向かうのかということも分かりませんが、確かにこういうものを再利用をできれば、ごみとして燃やすよりは環境に優しいことは確かでございますので、全国的にこういう課題について、今のところ国県から何か新しい情報は届いておりませんが、今後、有効な手だてについて情報があれば事業者のほうへもお伝えするなど、なるべく有効に活用できるような方法があれば、お伝えしていきたいと考えています。

○9番（前川文博）

分かりました。ぜひ、環境に優しい飛騨市になるように、その辺をうまいことやっていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。多機能型障がい者支援センターについてです。中身は2点ございます。2年間の活動状況と支払った指定管理料です。2点目は、令和6年4月以降の指定管理についてということでお伺いたします。

令和3年4月に多機能型障がい者支援センターが指定管理の形でオープンいたしました。サービス内容は、定員14名の生活介護、定員10名の就労継続支援B型、定員10名の日中一時支援、定員4名の短期入所です。生活介護はたしか最初10名の定員だったと聞いていたんですが、14名に増えております。

施設ができて、最初の指定管理は3年間と決まっております。2回目の指定管理の募集からは5年間となります。この3月で指定管理期間の3分の2が経過いたします。別ですがカミオカラボは2つの常任委員会があって、設置するときに現地視察をして、指定管理についての疑問の声があり議論いたしました。こちらのほうは指定管理で進み、1回目の指定管理期間終了後に直営となりました。この多機能型障がい者支援センターについても、建設時にいろいろな議論がありました。平成30年12月の議会の私の一般質問の答弁では「運営が安定するまで、指定管理料で支援、支援期間は1期目の3年間を目安とする。2点目は全事業を定員で年間利用した場合、約3,700万円の給付額がある。月平均で約300万円が施設の運営費の収入となる。利用料は市独自の減免制度があり、生活介護と就労継続支援B型は0%、短期入所は5%と自己負担額の引き下げをしている。3点目、利用定員の7割～8割程度の利用が毎日あれば黒字の運営。現状は5割～6割の利用。4点目、施設の特長、地域の実情や利用者との関係性を考慮し、市内事業者を対象とした公募。」との答弁でした。

指定管理を続けていっていただき、利用者が安心して利用していくために現状を確認し、今後の方向性について伺います。

1点目です。2年間の稼働状況と支払った指定管理料。令和3年度と令和4年度2月までの利用目標と利用実績。運営費収入と不足分に対する指定管理料の支払い実績。令和4年度については支払い見込み額はどのようになっているのでしょうか。

2点目です。令和6年4月以降の指定管理についてです。総務常任委員会での指定管理者の選定についての議論では、「最初の1指定管理期間は、運営の不足額に対して上限200万円の指定管理料が支払える。2回目以降の指定管理期間は70%以上の利用率が見込まれ、採算ベースとなる予定で、指定管理料は発生しない。」との答弁でした。障害者が利用する施設です。これからも安心して利用できると思っていますが、多機能型障がい者支援センターは、今後大丈夫でしょうか。その辺お答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

多機能型障がい者支援センターについて2点のご質問をいただきました。まず1点目、2年間の稼働状況と指定管理料についてお答えをいたします。開所初年度の令和3年度は、稼働日数274日。1日平均利用人数は11.6人。令和4年度は2月までで施設全体で稼働日数249日、1日平均利用人数は12.1人となっています。

各サービス別の利用状況は、生活介護は定員14名に対し昨年度は約5割、今年度も同様の約5割。就労継続支援B型は定員10名に対し昨年度は約2割、今年度は約3割。日中一時支援は定員10名に対し昨年度は約3割、今年度も同様の利用状況です。

短期入所は、事業所全体でスタッフを2名増員して体制を強化し、今年度4月から利用受入を開始しましたが、潜在的な利用希望はあると見込んでいるものの、具体的な利用の申し出がない状況です。

収益的には、現在、生活介護と就労継続支援B型がマイナス、日中一時支援はプラスであり、事業所全体では、月平均13万円ほどのマイナス収支となっています。短期入所の利用はまだありませんが、収益性はマイナス傾向にあります。

毎年度上限200万円の指定管理料ですが、昨年度は約270万円の赤字であったため、上限の200万円をお支払いしています。今年度も200万円を超える赤字と見込まれるため、上限の200万円を支出することとなる見込みです。

次に2点目の令和6年4月以降の指定管理についてお答えします。現行の上限200万円の収支補填に相当する指定管理料は、1期目のスタートアップの期間中、円滑に運営体制を整えていくための支援として計画したものです。令和6年度からの2期目の指定管理期間においては、1期目の運営状況を精査し、この実績を基にした今後の運営見込みも精査しながら、支援の必要がある場合は、市としてしっかり対応していきたいと考えています。

開所以来2年間の運営収支のマイナスについての主な要因は、生活介護の収益性にあります。現状、生活介護の利用契約人数がまだ十分ではなく、人口特性も相まっての利用者の母数の小ささが課題となっています。ただし、次年度特別支援学校卒業生など3名の新規受入予定者がおり、利用者も徐々に増え、収益性も改善していくと見込んでいます。次年度において、その収益の推移を注視してまいります。

元来、在宅介護の生活介護は、障害者の特性上、天候や体調、気分等日々の状況で通所を欠席されることが多いため、施設入所者が日中に利用する施設併設の生活介護の運営と異なり、利用

者の欠席による収入減少が運営に影響しやすい特性があります。利用者母数の少ない本市のような過疎地域ではその影響が特に大きくなります。

加えて、本施設の生活介護は、利用者の平均支援区分も4と重度者に対応できる市内唯一の事業所となっていますが、市内全域から利用者を遠距離送迎し、個別の重度者対応を行っているため、効率的な運営を求めることも難しい側面があります。

また、指定管理施設の場合、サービス報酬が96.5%に減算され、現在も年間150万円の減収計算となっていますが、指定管理者としてはイニシャルコストが軽減され、経年の運営負担が少なくなっているものの、民間の生活介護事業所より実収入が少ないという現状もございます。

元来、市が福祉施設を整備している目的は、民間参入が期待できない地域特性を有する中で、障害者が高山市などの遠方まで通うことなく、身近な地域での生活を送る支援を行うことにあります。したがって、採算性のみを重視するのではなく、サービス提供体制の持続を市で支えていくことが重要であり、指定管理者による運営努力や適切な運営状況を確認しながらも、それでも赤字になるような場合は、市で財政支援を行い、障害者の生活を守ってまいりたいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

答弁いただきました。2年間、指定管理料は満額出ていて200万円以上の不足だったということでした。やっぱり3年目の令和5年度はここを何とかしていただかないと、今後ずっと同じ状態になってしまうと思いますし、また、先ほど住田議員も多機能型障がい者支援センター古川いこいの話がありましたけど、また新たな、中身は違いますけど、増えていってやっぱりずっと出していくとなると、市の財政も結構大変になりますので、そこは考えていくところがあるのかなというふうに思います。

先ほど、最後に部長のほうから次期の指定管理のときにも財政をいろいろ精査して、指定管理料を見て財政支援をしていくということでしたが、これは建設するとき、先ほど私言いましたけど、その時点で5割～6割の利用率があると。そのときは柚原部長でした、建設前ですから。それが7割～8割の見込みがあるからやっていけるんだというような答弁だったんですよ。でも、その5割～6割の利用率があるというのに、今聞いたら生活介護は50%、ほかが2割、3割ということですが、この辺は最初の見込みとどうだったんですか。どうしてこんなに、5割～6割は利用があるというところが、これだけ少ないのか。その辺は何かつかんでみえますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

この辺がなかなか難しいところございまして、事前に我々のほうで調査をかけて、利用されますかというお話をする中で、今ほどの5割～6割の数字というものが出てきたところございまして、実際にあの施設を開所してみますと、この初めに聞いていた数字よりも下回っている状況という形になっております。

ただ、これはやはりコロナ禍という状況もあるのではないかなということを思っております。先ほどもちょっと申し上げましたけども、令和5年度に向けては、また新しい方が入ってくる予



定もごございますので、上半期の状況、特にそこを集中してみていき、財政の改善になるような形で市としても支援をしていきたいということを思っています。

○9番（前川文博）

市の支援も必要だとは思いますが、さっきも母数が小さいという話も出ました。都会と違って、民間が参入してくる地域ではない。だから行政のほうで建物を建ててこういう運用しないと、障害者の方が安心して入れる施設がないということで、それは議会のほうもいいのではないかとということで向かっていったんですよね。これはいいんです。ただ、やはり運営していく以上は、どうなんですか、もともと利用していた方で使われない方が増えたのか、最初からこれぐらいの人数だったのか。最初からこれぐらいの人数だったら最初に5割～6割の現状の利用があるという話がおかしいことになるんですが。その辺どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

従前から通っていらっしゃる方プラス新しい方も入ってくるというようなお話も聞いていましたが、実際にはなかなか利用されないというようなこともございます。それと先ほども申し上げましたけども、やっぱり欠席が、予定していたんですけども、やっぱり体のご事情、精神のご事情等で急なキャンセルというのがかなり多いということでお話を聞いています。

○9番（前川文博）

私もそれは聞いています。朝になったら今日はもう行けないよという話で、当日行けないということで、その場合は満額出なくて一部が出るんですよね。そういったこともあるとは聞いているんですけども、やっぱりある程度入っていくめどで建設したので、そこに向かってということで、やっぱり何らかの対策を市のほうでも考えていかないと、ちょっと心配かなというところもあります。

先ほど、運営費の収入が96.5%で、3.5%減って入りますよということがありました。言われまされたけども、確かにこれは民間は自分で建てて、自分で箱物とか落としていくので、それ100%ですけど、これは建物自体とかの減価償却がないわけですので、逆に言うと、多分民間よりこの率のほうが収入的には多いと思います、実質の手取りとかね。そういうところで考えていくとやっぱりもうちょっと頑張っていたきたいとか、来ていただける、ほかの施設に行っている方、障害の程度にもよるので、なかなか変わらないという話も聞いていますが、やっぱり近いところで安心していけるところということで、変わっていただけるような努力とか、来ていただけるようなやり方も必要かなと思います。

先ほど短期入所、ショートステイの申し出がないので今はゼロ件ですという話があったんですけど、ちょっと聞いている話によると申込みをしたい方もいらっしゃったと、利用したいけどなかなか話に行けなかったという話も聞いております。それがどうしてなのかというところはまた市のほうで聞いていただいたり、やっぱりアンケートをとかもいいんですけども、やっぱり小さい、母数が小さいので、言うとなかなか分かってしまうとか、そういう側面もあると思います。やっぱり利用しやすい、いつ行っても使えるというな形で、うちの利用をしていないと駄目ですよとかではないと思うんですよね。先ほど住田議員の発言で不測の事態に備える安心の場ということ

で、質問の中でありまして、答弁の中では、事前の利用などで慣れてもらうというのも重要だという話もありました。そうすると、やっぱり平時、通常のときに一週間に1回は泊ってもらいましょうとか、2回ぐらい泊ってもらいましょう、そういうのをやっぱり事業者から勧めて、それで利用率を上げていけばいいと思うんですよ。そうすれば週に1回でも2回でも泊っていけば慣れていくし、どういう障害の方でどういうことをしなければいけないかというのが分かるので、やっぱり葬式とかがあつたときに、預けたいけど預けられなかったということがあると思います。やっぱり家で障害者の方をみていらっしゃる方は1人の方もいらっしゃいますし、そうしたら会社の関係で何か用事があつたりとか、そういったときに預けたいけど預けられない。毎日みているので、家でゆっくり風呂に入りたいけど入れない。そういったことも考えたりして言われる方もいるんです。やっぱり一週間に1回、2回ぐらいはショートステイ5%負担ですよ。ほかは今ゼロ%ですよ、全部市がみるんですから。それでやっぱりどんどん使っていただく、来ていただける体制が、私は絶対に必要だと思うんです。そうじゃないと、このまま多分ずると利用率上がらないままでいくような気がするので、ぜひそこは藤井部長のにこやかで、明るい話をしていただいて、ぜひ令和5年度、6割7割ぐらいの利用率に持って行っていただきたいなと私は思うんですが、その辺どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと一言話させてください。これはやっぱりその障害がある人の世界というのをもうちょっとご理解いただいたほうがいいかと、今のお話を聞いていて思いました。

確かに稼働率の話がありますが、一人一人事業所を決めるというのはものすごい大変なことなんです。それで、その場所がとか、風呂に入りに行くというような話ではないものですから、本当に何度も何度も実習を重ねたり、体験を重ねて、その子がどういう反応するかということを見ながら決めていくんですよ。そうすると、何かのサービスがいいとかということだけではなくて、そこに行く距離もあれば、その雰囲気もあります。いろいろなことが相まって一人一人に対して全く千差万別で決めていくというのが障害の世界です。

先ほどおっしゃっていただいたり答弁もあつたように、飛騨市はそれなものですから、なかなかサービスが整わないんですね。非常にもともと人口が少ないイコール障害者の数が少ないところに持ってきて、そういった選ぶチョイスが少ないものですから、なので今まで成り立たなかった。それで、そこは行政としてやらなくてはいけないんだということでスタートしている。それで、想定はもちろんして、アンケートを取ったりして最初はやるんですが、やっぱりそのとおりにいかないんですね。逆もあります。想定以上に来るとということもあります。ですからこれは、努力するということはもちろんいろいろな人に対応できるように努力していくという受入れ側の問題として、これはいろいろありますし、その熱意とか体制づくりとかいろいろなことがあります。ですけれども、目標を立てて、そこに向かっていく。もちろんそれは経営上そうなんです、それは一人一人の、むしろ数字で見るとはなくて、一人一人の判断と家庭のいろいろな事情の積み上げでこの数字になっているんだということを、まずこれはしっかりとご理解をいただきたいと思うんです。ここの共感がないと障害の世界の支援策というのが進まないんです。です

からここはしっかり理解していただきたい。その上での議論です。その上での議論だということをしっかり理解いただきたい。

それからショートステイの話もありましたけど、これも私この分野ずっと関わってきて、本当ショートステイというのは大変で、全国この問題抱えています。やっぱり見込みどおりに人が来ないとか、サービスが開始できないとかいっぱい問題があるんですが、これはやっぱり慣れるのも何回か慣れるだけではなくて、そこに慣らすことができるかどうかということが始まっているんですね。そこを短期入所として利用できるかどうかということから始まっているので、やっぱりおっしゃるとおりいきなり預けられないんですね。突然、今日必要だからと言っても利用する本人も、それから受け入れる側も全く分からない状態ではできない。何回か積み重ねるにしても、ショートステイは何回か積み重ねるところに踏み込めるかどうか自体がハードルなんです。そういうことがあるので、これはもうもちろん何とか利用してもらいたいと思って、このピースの皆さんも随分努力されているわけでありまして、ここは必ずしも数字で見たようなことにはいかないということだけは、前提に置いた上で努力をしていただくという認識を、これは議員だけではなく皆さんに持っていただきたいということをあえて申し上げさせていただきたいと思います。

#### ○9番（前川文博）

市長の言われることも十分分かります。ショートステイという話になると、やっぱり慣れていくとか、まず受入れできるかどうかという話になるんですけど、今はピースの受入れがゼロじゃないですか。そしたらやっぱり、今後ちょっと、この先預けることがあるかもしれないということで話があったときには、やっぱりお試しでという話で受入れをまずしていただかなければいけないと思うんですよ。まずその入口が多分1つのネックだと思うんです。それをぜひやっていただきたい。数回重ねていっていつでもそうやってそういう方々が泊まれるような状態をつくっていただきたいというのが今の私の思いなんです。でもやっぱり経営とか聞かないと、それで十分成り立っているのなら多分いいかもしれないですけど、これが無理であれば、やっぱり今後預けたいので、まずは、練習のお泊りからということすら、まだ今受入れができていない状態になったときに、さっき2名人を増やしていることであれば、やっぱりそこは必要な話だと思うので。ぜひそこをですね、まず第一段階、一步踏み出すところの、その受入れをきちんとしていただきたいというのがありますので、そこはどうでしょうか。

#### △市長（都竹淳也）

短期入所の収支を合わせるということではなくて、短期入所の受入れを始めてほしいという趣旨なんですね。話の流れが収支の話になっているので、こういう議論なっているんです。ですけど、そもそも1人受け入れられていないところを受け入れるということになれば、それはまた話は別です。何がネックになっているのかというところをやっぱり一つ一つ詰めてということになりますし、現実には私が県職員時代にショートステイに関わったときにやっぱりそこが進まないで、補助制度をつくってその体制を整えるための補助制度を設けて、今も稼動していますけど、そういうのがあるんですが、場合によってはそういうことも出てくるのかもしれないということもあると思います。ですから、これは受入れを一つでも進めたいということであれば、今のほかの施設も同じことになってきますので、そういった点について何がネックかということを一

一つ一つ見ていきたいというふうに思います。

○9番（前川文博）

分かりました。私もちょっと回りくどい書き方をしてやったんですけども、やっぱり今分かったので、是非ともその受入れ体制だけは断ることのないように、まず最初の一步というところから始めていただきたいということで、次の質問に入らせていただきます。

それでは、3点目です。社会福祉連携推進法人の設立について伺いたします。4点ございます。連携法人の役割はどういうものなのか。2点目、社会福祉法人が参画できるのか。3点目、市からの事務局職員の派遣終了後はどうなるのか。4点目、最終目標は法人の合併までという考えがあるのかの4点です。

経営基盤の強化や良質なサービス提供のための相互連携を強化できる仕組みとして、令和4年4月から社会福祉連携推進法人制度が始まりました。2月末では、全国で11の連携法人があるようです。今後ますます進む過疎化、労働人口不足ですが、同じ業種で連携していくことは重要なことです。この地域でもほかの業種ですが、JAとか信用金庫、森林組合も合併して機能功利して頑張っております。

そこで質問に入ります。1番目、連携法人の役割ということですが、今回、神東会と吉城福祉会の2つの社会福祉法人の連携を進めるためとありますが、具体的にはどのようなことをしていく法人の設立となるのでしょうか。連携法人の職員は市からの派遣職員とのことですが、法人の事務所は市役所内となるのでしょうか。

2点目、社会福祉法人が参画できるのかということですが。保育園を運営している社会福祉法人もあります。会社として運営している介護施設もあります。今後の社会福祉連携推進法人に参画できるのは、あくまでもこの2法人だけとの考えでしょうか。ほかの法人や会社組織も含めていくことも可能と考えていますか。

3点目、市からの事務局職員の派遣終了後のことですが。今回は任期付で採用している職員を連携法人の事務局職員として派遣の形で行います。さらに運営費として年間270万円の予算があります。派遣職員の社会保障も含めると1,000万円以上の経費になると考えられます。市職員の派遣は何年間をめどとして考えているのでしょうか。市職員の派遣期間が終了した後は、参画している法人で運営費を賄っていただけるのでしょうか。

4点目、最終目標は法人の合併までと考えているのかということですが。最終的には社会福祉法人の統合、合併を考えていくのでしょうか。連携法人ができることによって、市としての目標などありましたらお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

社会福祉連携推進法人の設立について4点のご質問をいただきました。まず1点目です。連携推進法人の役割についてお答えをいたします。社会福祉連携推進法人は6つの社会福祉連携推進業務の中から必要な業務を行う法人として法定化されています。6つの業務とは、地域福祉支援業務、災害時支援業務、経営支援業務、貸付業務、人材確保等業務、物資等供給業務となります。

現在、吉城福祉会、神東会に市も加わり法人設立準備を進めています。この法人が取り組むべき最大の課題は、人材の確保・育成ですが、その他の業務についても順次取り組むよう計画しています。

具体的な活動として想定していることは、人材確保面では両法人合同での一括した求人採用活動、企業展等への出展、大学等への募集活動、職場体験や現場実習メニューづくりなどです。また、外国人介護人材の受入調整や外国人介護職の支援もこの法人で担っていくことを考えています。

人材育成では、人事交流の調整、両法人合同での職員研修、キャリアアップ支援、市の介護職員初任者研修の受託なども想定しています。

また、働き方改革として、キャリアパスや給与体系の共通化に向けた調整を始め、両法人合同での福利厚生事業の実施や両法人に共通のICT導入による業務効率化支援も行います。

さらに、経営支援面では、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応など、両法人の事務局負担を軽減することから始め、今後は各施設の経営状況などを精査し、経営改善の検討などもこの法人で客観的に進められるものと考えています。

その他、災害時支援業務として、BCPの共同作成、緊急時の相互支援の体制づくりを計画しています。また共通する物資の共同購入なども早期に進める予定です。

こうした業務が落ち着けば、次には社会保険や労務管理、会計処理など両法人の法人本部事務処理の一部代行や、地域貢献事業もニーズをつかむところから検討できればと考えています。

なお、この法人の事務所の場所ですが、吉城福祉会本部内の予定です。令和5年7月からは、吉城福祉会が移転する多機能型障がい者支援センター古川いこい内に設置予定です。

続いて2点目、参画できる社会福祉法人の範囲についてお答えをいたします。社会福祉連携推進法人に社員として参画できる法人の範囲としては、社会福祉法人以外にも社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営む法人や、社会福祉事業等従事者を養成する機関も参画が可能とされています。

議員ご指摘のとおり保育園を運営している社会福祉法人や、会社として経営している介護施設も参画可能ですが、連携推進法人を構成する社員はその過半数が社会福祉法人であることと定められています。

続いて3点目、市からの職員派遣終了後についてお答えをいたします。今回派遣される職員の任期は令和6年度末までです。最初の2年間は、法人の立ち上げから運営にかかる重要な時期であり、任期までの派遣は予定どおり行いたいと思います。その後の処遇に関しましては、連携推進業務の進捗の状況もあり未定です。

両法人とも市からの職員派遣が今後長く続くものではなく、将来は両法人の負担で運営することも承知をされていますが、市といたしましては、地域の福祉基盤安定のためにも、この連携推進法人を通じて常に伴走支援をしていくべきものと考えており、運営交付金にて両法人の経費負担の軽減を図りながら、安定的な運営につなげることができればと考えています。

最後に4点目、参画する法人の統合についてお答えいたします。両法人の事務局間では、今後の少子高齢化社会での法人運営の安定継続を考えたとき、合併の選択肢もあるのではないかとといった意見交換がされていました。しかし、具体的に調整すべきことを想定していくと、現実的に

はなかなか高いハードルがあり、また、その検討に時間が割ける職員もいないために、先に進むことができなかつたと伺っております。

そのような中で、令和4年4月から連携推進法人制度が新たに設けられたことにより、市及び両法人ともに、合併に至らずとも、この制度を活用することで、法定ルールにのっとり一段深い連携ができ、両法人の課題を解決することができるという認識で一致したところです。

この連携推進法人では合併調整に通ずるような業務もありますが、実際に合併ということになりますと、両法人の思いや職員の処遇面や感情面もありますので、その判断はあくまでも両法人に委ねるべきであり、市が主体となるべきではないと考えております。

ただし、今後、両法人が更に合併に向けて一歩踏み出すという流れが出てきたならば、市として必要な支援を行っていきたいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

4点お答えいただきました。この連携推進法人の役割は6つできるということで、その中の人材確保ですね。まずはやっぱり人手不足が今あるので、これを第一にやるということで、神東会の方は外国人の採用もしていますし、そういうノウハウがあると。吉城福祉会のほうは、こちらの古川のほうで広く人が募集できるのでということと、そこで採用してお互いの事業所での人の行き来をするということで、人材不足を解消するということが非常にいいのかなというふうに思っています。

いろいろな福利厚生とかもまとめていけば、そういった経費も落ちてきますし、将来的には社会保障とか、そういったこともやれば事務的経費も下がってきますので、入ってくるお金が保険給付費ですよ、介護保険とかの収入は。社会福祉法人としてですよ。神東会にしる吉城福祉会にしても介護サービスをしたら保険で入ってくる給付費しかないものですから。やっぱり年齢が上がっていくとどうしても人件費が増えて、経営が苦しくなるということでもありますので、こういった面でサポートしていくのは重要なことというふうに思っております。

今回はその2つの法人ですけれども、やっぱりほかでもやっぱり神岡でも若い方が会社をつくって介護サービスやったりとかありますので、やっぱりそういう方とかもお声掛けしてそういう事務的なこととか、そういったことの負担軽減というのもやっぱりできるということですので、しばらくしてちょっと順調になってきたら、ぜひお声掛けをしていただいて、この飛騨市全体の介護関係の法人、また保育園も含めての社会福祉法人の連携で、それぞれの法人企業がこの先も経営していけるような体制ができると思います。

それから2年間は立ち上げということで、職員の派遣をして、その後はまたその様子を見ながらということで、多分2年ではやってもまだ道半ばというところになると思いますので、その先をまた市のほうで、もう少し支援が必要になると思いますので、ぜひそこを様子を見ながら、でも早く波に乗るような感じでの支援は必要かなと思います。

それで、統合、合併についてやっぱり市が進めるというより、その両法人がするという話ではないと思いますので、こういう話が出てくるというのは、そのうち合併するのかなと思ったりもするものですから、これは聞かせていただいたんですけども。私も組合で合併した経験がありますけれど、やっぱり合併するとき今までのいきさつとか給与体系とかやり方とかいろいろあ

って、すぐには進まないということも分かっております。合併して1つになっていけば一番いいんですけども、普通の会社、株式会社もあり、いろいろなところがありますので、お互いがそれぞれのよさを出しながら運営していくというのが、競い合っていくという面でもいいと思いますので、合併はどうしてもということではありませんが、ぜひ、4月からからスタートでいいんですよ。4月からスタートして、この先の飛騨市の介護が社会福祉法人、会社がうまく進んでいくことを期待しておりますので、やっていただけたらと思います。以上で私の質問を終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。まず、市民が安心安全に暮らし、守るために、昨今の窃盗・強盗事案に対しての考え方はということで、市長、担当部長にお伺いしたいと思います。

2月初めの頃、新聞、テレビでルフィだとかフィリピンからの送還、そしてまた狛江で、年老いた方が90歳超えた方が強盗に殺された、そんな事件が連日報道されておりました。そのことでですね、市民の口から「怖い。最近は鍵を日中でもかけるようにしている。」とか「怖いな、神岡にも来ないだろうか。」とか、いろんなことが、それでもって「他人ごとではない。これは人ごとないんだ。」、そういった不安の言葉がですね、「元気だったか。」「お久しぶり。」の挨拶代わりに、「おそがいね。」ということが口に上っておりました。本当にこんな世情は嘆かわしいものだと私は思っております。

振り込め詐欺の事案等の注意事項とか、そういったことは同報無線等々で行っていらっしゃいますが、今回のこの犯罪というのは本当にどうしたものか。実力行使で襲ってきて、そして最後には殺してしまう。これはですね、本当にしっかりと防犯対策を行わないと防ぎきれないなと思いました。物理的な防犯、防犯フィルムや二重の鍵とかいろんな方法があったりしますし、また、視覚的にこの家はセコムしているとかいろんなホームセキュリティやったりとか、あと防犯カメラが取り付けがあったりとかいろいろありますけれども、可視化、視覚的な防犯もあります。この過疎化や高齢化が進んでいるこの飛騨市では、本当に災害のときと同様に、この防犯には対

応すべきではないかと私はつくづく思いました。もちろん法的にはこういった犯罪等は、警察が担当するものでありまして、警察は県の管轄ではありますが、全国の地方自治体を見ましても防犯に大いに取り入れて、防犯のあり方を取り入れているところもありますし、何よりも飛騨市はあんきに暮らせるということを標榜している町ですので、今回、この防犯対策について伺いたいと思います。

まず初めに、飛騨市として防犯対策をどのように考えているのか。市民からの相談には、どのように対処するおつもりなのでしょうか。それには警察との連携、そして関係も大切であるとは思いますが。

2番目、公の道路、施設への防犯カメラの設置についての考え方は。ほかの自治体ではいろんな防犯対策関連に補助金とか助成金ですね、補助金だけではなく助成金を出しております。個人の家屋の防犯対策に補助とか助成とかを考えていらっしゃるのでしょうか。防犯対策グッズは多種多様なものがありますが、市もいろいろな角度から研究し、市民の不安を軽減することに一役買ったらいいのではないかと思いますので、何をこの点について考えているのかを伺います。

3番目に、犯罪を助けているのに名簿の存在がありました。どこの地域かちょっと忘れましたが、テレビでもやっていましたが消防団の団員が漏らしたものを名簿にしてということで、もしかしたらと思うんですが、消防団の方が、ここの地域じゃありませんよ、違う地域なんです、独居老人の家とか助けなきゃならないそういった名簿を持っていて、それを提供したのではないかとテレビでも言われておりました。そしてなおかつ、町内会の名簿とか高齢者世帯の名簿、単身者世帯の名簿、いろんな名簿があるんですが、そういった情報の流出の危険に対して市はどのように対処していこうと思っていられるのか、しているのか、それを伺いたいと思います。

4番目に、これは市民一丸となって人ごとではないと、この卑劣な犯罪に向かわなきゃならないんですが、連帯とか連携が新型コロナウイルス感染症で、ここ3年ぐらい失われてしまった状況で、地域のつながりが希薄になってきています。こういった地域の団結力というものをどうやって復活させていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それではまず、防犯対策についてお答えいたします。市としての防犯に関する諸施策は、平成30年度当初予算から特に力を入れて取り組んできたところであり、これまでも市内主要箇所に防犯カメラの設置や、区、自治会に対する防犯カメラの設置の助成を進めてまいりました。

こうした施策を実施するにあたり、特に重視しておりますのが飛騨警察署との緊密な連携であり、その都度アドバイスをいただくほか、平時からの防犯活動も一体となって実施しております。

具体的には、飛騨市長が会長を務める「飛騨地区防犯協会」において、区長会、各防犯協会、金融機関、地域安全指導員、少年補導員等様々な団体が一丸となり、新型コロナウイルス感染拡大状況下においても、連れ去り防止教室「たんぼぼ班」における防犯教育、地域安全ニュースの発行等、啓発宣伝活動及び地域安全指導員等による声掛け運動等の地域安全活動を行い、住民の地域安全に関する意識の高揚に努めるとともに、自主的な地域安全活動への取組奨励等を続けて



おります。

また、市民から防犯・犯罪に関する相談が寄せられた際には、警察当局と連携して速やかに対応するなどにより、犯罪防止に努めております。さらに、市ではこうした犯罪事案等の情報提供が寄せられた際には、迅速に同報無線放送や市ホームページにより広報して注意を呼びかけております。

以上、申し上げましたこれらの施策や活動を通じて、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めております。

続きまして、防犯カメラ設置についてお答えします。防犯カメラの設置については、飛騨警察署と飛騨市の間で締結した「防犯カメラの設置及び運用の協力に関する協定書」に基づき、犯罪を抑止するとともに、市民を犯罪や事故から守るため、公の道路、施設に防犯カメラを設置しており、これまでに17台を設置しております。

防犯カメラ設置場所の選定においては、飛騨警察署の助言と、行政区、自治会等の要望を受け、効果が最大限に発揮されるよう慎重に検討して設置しております。また、防犯カメラの設置への支援ですが、現在、市民個人への制度はありませんが、地域の団体に対し、飛騨市防犯カメラ等設置補助金制度を設け支援をしております。

続きまして、個人の防犯対策に関する施策等ですが、飛騨市防犯協会を通じて、小学新1年生全員、中学新1年生全員、高校1年生女子生徒全員に連れ去り防止対策、犯罪被害防止対策として、防犯ブザーを配付しております。また、自治会等を通じて、ひったくり防止用自転車かごカバーの配付を行う等、各種防災用品の配付をするとともに、これらの活動を通じてハード面のみならず防犯意識の啓発、向上等のソフト面での防犯対策も実施しております。

続きまして、名簿流出に関してです。個人名簿の流出が大きな社会問題となっており、犯罪の助長につながっているとの危惧があることは承知しております。町内会名簿、高齢者世帯名簿、単身世帯等名簿を確認いたしました。いずれにつきましても市役所として作成しておらず配付もしていませんが、市役所全般として個人情報を含む各種の重要な情報を保有しており、これらは厳重に管理すべきものです。紙媒体の情報管理の面では、書庫等における日常的な厳重管理はもとより、個人情報を含む書類で保存年限を経過したものについては、毎年度、全庁的に該当書類を回収し溶解処理による完全処分を実施しております。また、電子データの情報管理の面では、市のネットワークを外部と遮断し、不用意に情報が漏えいしない仕組みを整備するとともに、定期的に情報セキュリティに関する研修を実施することで職員の注意喚起を行うなど、物理的セキュリティと人的セキュリティの双方を講じております。

最後に、近所とのつながりについてお答えいたします。近所、地域でのつながりは日々の挨拶から始まり、顔の見える、話のできる関係が基本であるとともに、最も重要なことであると認識しております。このことは、新型コロナウイルス感染拡大状況下においてマスクをつけているものの、これは続けられており、近所地域の関係は維持されているものと認識をしています。一方で、新型コロナウイルス感染症対応において大きな影響を受けましたのは、祭礼や親睦会、スポーツ活動等団体としての諸活動でした。このような状況下において、令和4年6月には、3年ぶりに住民避難を伴う防災訓練を再開して、3,114人の市民のご参加をいただき、地域の連携、結束強化、安全・安心感の醸成を図りました。さらには、古川祭をはじめとした例祭、各種スポー

ツ活動、イベントや会合、研修会等もコロナ前の状況に復帰しつつあり、これらに伴い地域の連携も回復されつつあるものと認識をしております。今後は、地域住民が主体となった地域安全指導員や少年補導員等の防犯ボランティア活動を主軸に、自治会、区長会等、防犯に関する各種団体の横断的な取組を強化するよう、飛騨警察署と連携して取組を進めてまいります。さらには、防犯協会、自治会、区長会、防災士会、民生児童委員、見守りネットワーク等による連携強化を図っており、これらの諸活動を通じて互いに信頼し合い、自分の地域の安全は自分たちで守るという意識を持って、引き続き犯罪のない安全・安心に暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○12番（高原邦子）

どうもありがとうございました。警察と十分連携を取っているとか、そういった点は、私も知っているんですけど、それだけで今起こっているこの犯罪が抑止できるのかと、今回のこの事例を見て思いませんか。お金がありそうだと何とかというだけではなく、大阪府では高校生を拉致して、そしてお金を巻き上げたりとか、いろんな今までになかった実力行使が行われているんですよ。

それで、今の説明で地域の協働意識の向上、これはしっかりとこれからも守っていかれるということは分かりましたけど。領域性の強化というものです。では犯罪をしようと思っているための接近を防止する施策、ほかに何か考えていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

犯罪のアプローチという面ではありますが、ニューヨークで有名な破れ窓理論というのがあります。これは重要な凶悪犯罪に対応するというだけではなくて、窓を綺麗にする。これを地域社会で言いますと挨拶のできる関係であると認識しております。この面で飛騨市においては、近所のご挨拶ができる、また、少年・少女たちのマスターリーダーズ制度、これで高校生たちがマナースピリットリーダーズとして挨拶運動あるいはマナー運動を展開しており、中学生たちはマナースピリットリーダーズジュニアとして活動に参加しております。また、高年齢の方がそれぞれ地域で活動する、あるいは街頭で朝、通学の途中に声をかける、見回るということをしております。これらを通じて、犯罪のアプローチは非常に難しくなると考えております。

○12番（高原邦子）

どの犯罪を言われているのかはちょっと私には理解できませんが、今こういった強盗事案というのはとてつもなくそんなものでは賄いきれないわけですね。それで、やっぱり人の目の監視とか監視性の確保も重要ですし、あとは家屋をしっかりと防犯を、鍵を二重にも三重にもするとか、そういったことも大切であって、やはりいろいろと個人的には防犯対策のそういったグッズに補助とか助成はしてきていないっておっしゃったんですけど、これはいるんじゃないかと思うんですけどね。市長、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □危機管理監（高見友康）

お答えいたします。先ほどの答弁で補助していないと申しあげましたのは、個人が設置する防犯カメラということであります。一方、個人の住宅、家屋等で防犯強化につながるものについては、飛騨市住宅リフォーム制度があります。その中で強化ガラスを入れる、鍵を二重にする等のリフォームについては補助をできるようにしております。

また、答弁でも申しあげました防犯ブザーとか、自転車のかごのネットなども補助をしたりしております。また、飛騨市の防犯協会に対して、年間220万円の補助をして防犯対策に協力しております。

## ○12番（高原邦子）

今のリフォームのところ、それはいいと思います。それは防犯対策を強化したということで別口で助成金という形で出されているものなんですか。それともリフォームの中に入り込んでいるものですか。どちらでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □危機管理監（高見友康）

今のお答えですと、住宅のリフォームの中に入っているというところで、防犯だけに特化した補助というものではありません。

## ○12番（高原邦子）

ですから、私は普通のリフォームだけではなく、別口に防犯対策をしたようなリフォームにも助成金という形でしていくことが大切じゃないかと思うんです。それは新築のところもそうじゃないかと思うんですけど、その辺、市長はどのようにお考えですか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □市長（都竹淳也）

先ほど平成30年度からという話をしましたけど、あのときにどういうふうにするんだという話をしてですね、一番、まずは防犯カメラからということでスタートしたんですが、家庭のグッズどうするんだとか、カメラどうするんだという話をこの中で見ようという話をしているんですね。ですので、別に金輪際、個人の防犯グッズの助成をやりませんと言っているわけではなくて、そのときの議論の中で、まずこのリフォーム助成の中に入れたらどうかということで対応しているということです。

ですので、また飛騨署なんかとも話しながらですね、必要性をよく見て、飛騨市内の刑法犯のトレンドというのがありますので、そうしたことを見ながら考えていくということになるかと思います。

## ○12番（高原邦子）

本当に飛騨市は鍵をかけなくても安心していられたところなんですが、でも、いわき市でも、この間、殺されてとか狙われたりとか、いろんなところでやっています。だから、都会だから狙われるとかそういうことではなくて、かえって高齢化が進んだ町なんかはこれからはターゲットにされるんじゃないかと、そういったことも考えられます。

それで、今日は基盤整備部長がいらっしゃらないのであれなんですけど、これ国土交通省もよく、飛騨市も使っていると思うんですけど、社会資本整備総合交付金ですか、あれで市街地の整備の一環をしていますね。そのときに地方の整備局にもあるんですが、防犯まちづくりの相談なんかも行っているわけなんですよ。そういったことに、国土交通省なんかに防犯関係でまちづくりの支援をしていく一環で相談をされたことはあるのでしょうか。その辺、分かりませんか。どうですか、聞いていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市長（都竹淳也）

社会資本整備総合交付金という形で相談したことはないと思います。社会資本整備総合交付金は、もちろんある程度の事業があつてその中に含めるということですから、単独でその防犯だけでということは、たしかないと思います。

○12番（高原邦子）

私、今回ですね、いろいろ見たらかなり防犯というのにはいろいろな種類があつて、その家々でも違うし、何が一番いいのかというのがなかなか難しいし、いろんな方法を取り入れている自治体もあつたりするんですね。これは防犯のことに対して今の感じでどうしたら守れるのか、それを市も真剣になつて警察だけに頼る、連携大事でやっているのは分かるんですけど、勉強しないと駄目だと思うんですね。

というのは、警察の方で3年とか何年に一度で、飛騨市出身の方というのは本当にごくわずかだと思うんです。そうすると、神岡町の奥の奥までは知らないし、宮川町、河合町だつてどこまでどうなっているということを警察の人でも知らないところがあるから、やっぱり市民と連携して今やっているということで、それは大切なんですけど、市の防犯協会、いろんなそういう協会がありますけど、そういうところだけではなくて、危機管理監はいろんな危機を知っていらっしゃるからあれですけど、もう一度、一からどんなものかいいかとやってもらえないものですかね。勉強して、こういったケースにはこれが当てはまるとか。できるなら助成金とか補助金を出していただきたいなど。二重にするだけならそんなにかからないところもあつたりとか、上限は幾らですよと決める、そういうやり方もあるかもしれませんが、いま一度ですね、みんなが自分の家のことを守らないと。これ万が一のことがあつたときに、今まで説明された防犯協会とか地域のやつやっていました、それをつながっていましただけでは済まないと思うんですね。だから、犯罪者が接近しないような、飛騨市はいろんな意味で防犯対策がとれた町だから駄目だぞというような、そういったものも必要じゃないかなと。人の目、監視体制というか監視性の確保、人を監視するとかそういう意味ではなくて、いろんな意味で。重点的などころにあるとか、そういったところをもう一度地図で落としたりとかして策を練ってもらえないでしょうか。防犯のまちづくりということでやってもらえないものでしょうか。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

今、議員からご指摘のありました、地図に落としたりとか、危ないところを確認していくとい

う活動はもう既に実施しております。特に、中学校、高校の授業の中で防災教育あるいは防犯教育ということで見回りをし、危ないところをチェックしていくという活動をしております。また、警察とも連携をしております、ここに気をつけるという話も打合わせをしております。そのような結果、飛騨市はですね、岐阜県の中で犯罪発生率は40位ということで非常に犯罪の件数が低い。関係者の間で言われますのは、飛騨市は非常に挨拶が行われている。挨拶をするということは、顔を見ている。犯罪者等の顔を見ている。だから犯罪者が接近しにくい、入りにくい。だから犯罪が起きにくいというのは関係者で言われております。

このようないろいろな活動、警察との連携を通じて、日頃から挨拶をし、見守りをし、会話をし、それが犯罪抑止に大きくつながっていると関係者の間では認識しております。

○12番（高原邦子）

あくまでも、いろんなグッズとかそれぞれのものに対しての個々の相談とかそういったものに対して、助成なり支援、補助なりは考えてないということですか。挨拶があれば平和が守られる、安心、防犯になると。そういうふうで危機管理監は捉えられていると取ってよろしいのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

助成をしていないと申し上げているのではありません。助成をしていると先ほどから答弁の中で申し上げております。直接的に行うわけではありませんが、防犯協会というところで傾向と対策を立てて、それに見合ったグッズあるいは施策を行うということで、毎年飛騨市は220万円拠出してしております。その中の一環で連れ去り防止の防犯ブザーが効果的だと。あるいは自転車の防護ネットが効果的であると。あるいはちょっと毛色が違いますけれども、夜、行動するときに必要な蛍光たすきを配布したり、こういう補助金あるいは補助活動を行っております。

あくまでもこの防犯関係の活動は、県の警察が管轄しているところですので、警察と話をしながら、どういう使い道がいいのか、この補助金の中で何に使っていくか、そういうのは当然話をして行っております。

○12番（高原邦子）

やっぱり私が言いたいのは、県が警察管轄ですか、それは分かっていますよ。でも、あんきに暮らさないといけないのは、この飛騨市民なんです。そうしたときに、確かに子供たちのブザーとかそういうのも必要だし分かるんですけど、今回の家に突然やってこられて、そして殺されてしまうと。家に入ってこられるんですよ、外じゃなくて。そういったものに対して、今リフォームのほうで、そういったのをやっていますと。でも特別に防犯のために使ったからということではないとおっしゃいましたよね。私は別口にリフォームという、補助金を申請するまではなくても、ちょっとだけでもいいので、ここところが危ないから、ちょっと直したいんだというようなところに助成なり補助ができないかということを行っているわけなんです。全くしてないかということ言っているわけではなく、そういった個々のリフォーム補助金の対象になるかならない、そういったものではないけれど、本当にグッズ見てください。いろんなやり方があるんですよ。それをちょっとやりたいということに力は貸せないものかということを行っているわけな

んですよ。

精神論だけで防犯ができるんだったら、本当、自衛隊も何も、軍隊とか世界各国ありませんよ。だからそこを言っているの、何とかそこは危機管理監じゃなくて市長に答えてもらうしかないかなと思うのでお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市長（都竹淳也）

議員の質問が回りくどいので、補助が欲しいと直接言っていただけるとまた違うんですけど。ただですね、これ何を想定するかということは結構大事だと思うんですよ。確かにここ最近の犯罪はおっしゃったような家のほうに来てというのはたくさんありましたが、例えば家に来て火をつけられたっていう事案に対してはどう対処するんだ。あるいは、家を打ち壊されるという犯罪に対してはどう対応するのかと言いかけると、全部個々の話になってきます。あと、その蓋然性もありますね。確かに危険の度合いというのは全国どこも一緒です。一緒ですが、やはり地域性というのは確かにあるので、その中でどこをどう押さえていくのかということになると思うんですよ。そこについて先ほど危機管理監も申し上げたようにですね、飛騨市は非常に飛騨市警察署と近い関係を持っているので、かなり頻繁に情報交換とか意見交換もやっていますし、コロナ禍でも本部に必ず来ていただくくらいの関係性を持っています。その中で、今何が必要なのかということは随時警察のほうからもご指導もいただいているものですから。その中で今おっしゃったような、例えば家に来てしまうところを何とか対策しなければいけないという流れがあれば、それはもう当然、躊躇なく、そういった補助制度を設けるということになります。

ですので、なぜその補助制度を、いつ設けなければいけないのかということを見定めないと補助制度というのは決まってこない。ただ、もし議員が今おっしゃったような、制度があるんだ、市民の中で非常に多いんだ、何百人もそれをおっしゃっているんだということであれば、これは検討していきたいと思いますし、そこら辺のですね、どのくらいの人たちがどう求めておられるかというニーズの調査と言いますか、下調べというのは必要だなと思いますが、そこだけきちんと確認できて警察と連携が取れば躊躇なく制度を設けていきたいということです。

○12番（高原邦子）

市長のおっしゃることもよく分かります。万が一、本当に不幸なことで犠牲者が出て慌ててなんていうことにならないことを願っております。あれだけいろいろ防犯のことを言って、みんなやらないといけないと言ったのにならって後悔だけが残らないようにしたいなどは思っていますけれど。一遍ね、これ本当にいろんなものがあるのでかたくなにもうこれだって決めずに、いろんな人が「怖い、怖い。」って言っているんです。特に高齢化が進んでいます。だからなんとかもうちょっと防犯のことを教えて差し上げたりもしたいし、やればいいわけで、やっぱりお金持ちはさっさとできるかもしれないけど、本当に大変なところでも心配、社会的弱者はそうやってはじかれていくのかななんて思われぬような施策を取ってもらいたいと思ってこの話をしました。またいろいろな声を集めてきてお話ししたいなと思います。

では、次の質問に移ります。市内での市民サービス等は、できるだけ公平公正に図っていく必要があるのではないですか、どのように考えていますかということでお伺いしたいと思います。

飛騨市第三次環境基本計画（案）が示されました。過去の課題も踏まえて計画の実現をするとなっていて、その中精査もされていまして、本当に大変な仕事をしてきているなど。市民に関係が一番近くての部署だと私は常日頃思っております、理解もしているつもりです。自治法にもこの一般廃棄物については、市町村の役割となっているんですね。過去、この飛騨市も焼却炉の建設についていろいろ議論されたんですよ。小倉副市長の頃ですね、あの頃にもいろんな意見がありましたよね。だんだんと人口が減っていくのに本当にそれだけの焼却炉が必要なのかと。でも、あのとき市のほうは自分たちのごみは自分たちじゃないかというような、そういった文言で進めたと思うんです。私は、それは議会とかいろんなところも認めあったけれど、認めて決まっていたことで、そのことについてとやかく言うつもりないし、民主主義的な手続きで進んだことなんですけど、しかしですね、行政にはいろいろ変わっていかなければならないこともありますけど、片方では変えてはいけないこともあると思うんですよ。そういったときにですね、このごみ問題とか廃棄物の問題は老若男女、年収が多いとか少ないとか関係なくて、誰もがごみなりそういったものを出すという、別な言い方をすればこのごみに関してはみんなが当事者なんです。だから昨日いろんな話があって、税金を非課税とか弱者とかいろんな話が出ていましたけど、非課税、課税ではなくてみんなが関わっているということなんです。ですから、私は今回取り上げさせてもらったんです。

この1年、去年よりは今年のほうが雪が少なかったと思うんですけど、明らかになってきた空き家の管理の問題とかで、市のほうも解体とかそういったものに助成とかいろんなことをやってくださったり。高齢化が進んできましたして終活もスムーズになるようにと市民福祉部とかがいろいろ取り組んでやってくださっています。このことは大いに是とするもので、市民からも認められて喜ばれております。ところがガソリンの価格が上がってきたり、電気代が上がってきたり、ガス代が上がってきたり、諸物価の値上げで今まで断捨離で子供が帰省して家財やらそういったものを整理してもらっていたそうです。ところが、「神岡町から古川町まで持ち込むのが本当に大変で。」という声が多く聞かれました。それで今回聞くことにしました。神岡町の場合は峠があるから大変ですと。市長はリフォームされたので、よく荷物運びしたとか書いていらっしゃるからお分かりになると思うんですね、荷物をどれだけ運ぶのかと。それが神岡町ですからね、山之村だったら神岡町に下りてきてまたですよ、距離的なことも考えていただきたいと。

価格もですね、どうも古川町のリサイクルセンターに行ったほうが処分も安いのではないかとということで古川町まで運んでいるという方もいらっしゃいました。中には何とか古川町と同じような値段でそこに捨てられないかなと言われてまして、今回聞いております。もう一人の方は松ヶ瀬処分場もなくなったりしていろいろなくなって、「神岡町何もなくなってきたな。」なんていうことを言う方もいらっしゃいました。

このごみステーションには出せない一般廃棄物というのは、どういうものかというのを市の考えを説明していくのは大切じゃないかなと思っています。もちろん、配られたこういったカレンダーにも書いてありますし分かるんですけど、貼った後に見直すとかはなかなか難しいみたいで、別冊でつくっていただくとそれをずっと別のところに置いておくというのもいいのかなと思いました。

それで、そういったことを市が考えて説明してくれることは大切じゃないかなと。市民の声は、

免許返納の高齢者や単身者の世帯とかだけではなくて、共働きの若い夫婦も「古川町までの持ち込みは何度もできない。負担が大きい。」と言っています。

今回、上程された当初予算いろいろ見てみると一生懸命、環境水道部というのは本当に大変な部ということも分かりますけど、市民の声を今回基にしてお伺いしたいなと思います。

それで、「エコサポートかみおか」の休日開所が去年は6回ぐらいだったか、されてきましたよね。ところが、次年度からは月1回にされた。どうしてですかということと、飛騨市のクリーンセンターとかりサイクルセンターとの違いはどこなのかと。エコサポートかみおかとは料金が違うので市が関わっていないのかなと私は思っていますけど、公平さの観点から利用する市民からの料金を市内同一にはできないものかなと思っています。もちろん、あちらは民設民営ですから高くなるのはやむを得ないのかなということも考えていますけど、市民のほうはそういうことはなく、「なんで神岡町は高いんやろうな。」という声があるものですから今回質問してみました。

飛騨市として効率面や費用面から、市民が廃棄物を出しやすくする手だてをどのように考えているのか。不法投棄、私はまだまだあると思っています。不法投棄につながらないように考えていくのも、見守りの人を出したりしていますけど、不法投棄ということも考えていろんな廃棄物に対する考えはしていただきたいと思っていますので、どのように考えていますかということです。

これは別なんですけど、空き家対策の除却補助なんですけど、当初予算は400万円だったけれど、1月に聞いたんですけど補正予算を重ねて現計予算3,400万円までいったと。それだけたくさん申請があって担当の部署が対応してきたということで、これは本当に良かったなと私は思っているんです。そうしたら市民の方から「除却の話を持って行ったら3年くらい先にならないと。」と言われたので、「高原さん、市はどういうふうに除却を考えられているのかな。」と聞かれたので、「私はちょっと存じ上げないので、しっかりと調べます。」ということでお答えしたので、今回質問させていただきたいと思います。除却をいつまで補助していくのか、それも説明していただきたいなと思います。

もう1つ、5番目、近隣の市町村、高山市とかと一般廃棄物の処理の、個人が持っていくものの費用が飛騨市と比較してどうなのか。あまりにも違っていたのでは移住者を増やしたいと思っても、「高山市は安いけど飛騨市は高いよ。」なんて、例えばですけど噂が流れたりとか、その逆ならいいですけどね、そうなったらなかなかいいことを言って移住者をなんて言っていたって、水とかそういったものは大切なので言われてしまうと思うんです。ほかの自治体との違いを聞きたいと思います。

タルムードの言葉に「一人の命を救う者は世界を救う」とあるんです。私はこのことを信じているものだから、市長が今もいろいろ午前中からもありましたけど弱者や障害者とか、そういう人たちに対する福祉政策、本当にそのとおりで思ってたうなずいてまいりましたが、やっぱり今回市民の皆さん、それは神岡だけじゃないかって言われるかもしれないですけど、多くの人が熱望しているんですよ。ですから、市長はこの声をどのように捉えておられるのか。これは廃棄物の問題だけではなく、いろんな問題が関わってくると思いますので、その辺を伺いたいです。



## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

## □市長（都竹淳也）

私から最後の市内の全体の同一サービスをどう確保するのかというような趣旨のお話でした。こちらについてご答弁申し上げたいと思います。

様々な行政サービスがあるわけでありまして、市民等しくですね、同条件でサービスが提供できるというのは理想ですし、当然、私もそうありたいと思います。ただ、完全に同一条件にするのは難しいというのは事実でございます。

飛騨市内の話をするとしても地域の話になってしまいますから、あえてここは飛騨市内の議論を離れてですね、我々も岐阜県民なので、岐阜県という単位でのサービスということを考えてみたいと思うんですが。例えばですね、岐阜県は岐阜県美術館を持っています。岐阜市にあります。著名な作家の作品鑑賞ができるし、飛騨市美術館では到底及ばないクオリティなものですから、私自身も羨ましいなといつも思います。岐阜市にあって何で飛騨市にないのかと全く同じように思います。岐阜市内に住んでおりましたときに、私、県美術館まで自転車で5分ほどでしたのでよく行ったんですが、今行こうと思いますと高速を使ってですね、片道ガソリン代と高速代を使って何千円もかけてようやく行くということです。これどうなんだと聞かればですね、不公平ですと、こう答えたいということになります。

例えば、午前中、障害の話をしていましたけども、障害児の発達支援を行う県立希望が丘こども医療福祉センターというのがあります。私、開設にタッチしたんですが、ここで発達に課題のある子がリハビリを受けるサービスがあるんですね。ここはもうリハビリですからしょっちゅう通って初めて効果が出るわけでありまして、岐阜市内ですと、毎週でも隔週でも療育が受けられるんです。しかし、飛騨市からですと、まず連れてくるだけでも精一杯です。学校から帰って行くというわけにいかないんですね。そうすると、子供の療育という機会が住む場所によって不均等になってしまう。これは不公平なんじゃないかと。これ、しかも子供の将来に関わるわけですから、ほかに変えることができない話なんです。しかし、やっぱりそれが事実なんですね。これは不公平なんだと思います。

これはいずれも県立の施設ですから、私も一県民の立場からすればですね、俺だって県の税金払っているんだと、よく市に言われることと同じことを言いたいわけですけど、しかしこれはもう致し方ないというのは正直言ってあると思うんです。ほかにもですね、各種窓口もそうですし、いろんなセミナーとか講座でもそうですね。その意味では、議員が市民の皆さんから聞かれてきたことも、私たちが県に対して思うことと多分同じなんだろう。したがってですね、大変理解はできますし、十分そのお気持ちは理解できるということです。

ただ、例えば県がですね、飛騨市にも高山市にも下呂市にもそういったサービスを均等に整備できるかということは、これは無理だということは、これは誰も理解ができることじゃないかなと思いますし、ですからこそ古今東西、都市が成り立つ中では、機能の集中というのは必ず起こってくる。それをある程度、無理してやろう、何とか同一サービスを広くやろうとすれば、財源とかマンパワーがついてこないといけないということも、これも自明の理だということになり

ます。ですから、その意味でおよそ行政サービスというものは広域化すればするほど、一定の合理的な不公平というのは内在しているというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

ただ、私自身は、それをやむを得ないものとした上で、大事なことは何かということを考えていまして、それはそういったお気持ちを皆さんが持っておられるということを理解した上で、なんとか生活に不可欠なこととか、弱い立場の方々が困っていること、そういったことに共感を持って何とかしようと、少しでもその不公平さを解決できないかという悪戦苦闘する姿勢こそが行政に求められていると。解決ができなくてもですね、1歩でも2歩でも、1ミリでも2ミリでも近づくということを、そういう気持ちを持って努力できるかどうか、ここにかかっているんだと思うんです。仕方がないですねって言って、知らん顔して終わりっていうのが一番良くない。だけど少しでも努力するっていうことが大事だと。そういった少しでもの努力を積み重ねることが、市政の信頼につながる、市民との絆を深めることにつながるのではないかと、このように思っております。

今回ごみのお話なんですけれども、私自身はそういう思いでこの問題に取り組んできたつもりでおります。先ほどお話いただきましたが、父親が死んだ後にずいぶん片付けるものが出まして、軽トラで何十回とリサイクルセンターに通いました。通いながら、これが神岡町の人だったら、宮川町の人だったら、山之村の人だったらと実際思いながら、軽トラを運転して運んでいたんです。それがあったものですから、その後に、ちょうどそのときに政策協議をやっている中で、これは遠い人は大変だぞと。なので、近いところでなんとかならないものかという話を当時して、そのときに神岡町の民間リサイクル保管施設のエコサポートかみおかの存在というものを何とか活用できないか、そんな議論をして、それで受入れ回数を増やしてもらおう。さらに来年度からは、それを休日開所の委託という形でもっと広げていく。そんなことに取り組んできたわけです。そのほかにも、高齢者の方の粗大ごみの民間処理サービス、要するに自分で運ぶこと自体も大変だから、お金払って頼みたいんだけどお金も大変なのということに対する助成というものもそういった趣旨でした。それから24時間回収ボックス、これも広げてきたんですが、試行的に若宮駐車場から始めたんですけども、古川町に住んでいる人ばかりじゃないぞということで、これも各地に広げていったという流れがございます。振興事務所で衣類回収を定期的に開設しているというのも同様の思いです。同じように買い物弱者ですとか雪下ろしとか、そういったことの支援も同様の考えでやってきたつもりでおります。

過疎化、高齢化が進むとですね、もっと様々な課題が起こってきます。機能が人手不足の中で集約されてくるということも今後さらに起こってくると思います。ただ、その中で少しでも不便さがある、不公平感があるという方々に共感を持って、ちょっとでもですね、それを解消するように努力したいという、そういった市政でありたいというふうに思っているということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

## □環境水道部長（横山裕和）

それでは、私からは1点目から3点目と5点目についてお答えいたします。まず、1点目のエコサポートかみおかの休日開所についてお答えいたします。

粗大ごみや資源ごみについては、施設の効率的な運用を目的に平成27年4月に新設した飛騨市リサイクルセンターの稼働に合わせ、河合町にあった旧資源リサイクルセンターを廃止し、旧松ヶ瀬清掃工場廃止後に神岡町の民間事業者へ委託していた保管業務を終了し、飛騨市リサイクルセンターで一括して受け入れ、分別処理しております。受入れは、平日に加え第1・第3日曜日の休日にも開所して行っております。

こうした中、神岡衛生社さんでは、神岡町民向けの取組として、自らの事業としてリサイクル積替え保管施設「エコサポートかみおか」を設置され、粗大ごみを有償で受け入れ、飛騨市リサイクルセンターへ運搬するサービスを行っております。更に通常の料金に1回500円の車両費の追加をすることで粗大ごみ1つからでも戸別回収に何う「ふれあい収集サービス」も提供されており、神岡町の市民の負担解消に大きく貢献いただいております。市では、この施設の公共的な役割に着目し、その支援を拡充したいと考え、これまで平日のみの開所であったところを、令和4年度から試行的に市の委託事業という形で年6回の休日開所を実施していただく取組を行いました。これまで6月、8月、10月、11月、12月の計5回開所し、延べ99件のご利用がございました。利用者からは、「チラシを見るまでこういった施設があることを知らなかった。」との声や、「休日に引き取ってもらえるのは非常にありがたい。」との声が多く聞かれたことから、令和5年度にはこれを拡充し、毎月1回の休日開所としたいと考えており、関連予算を本議会上程いたしております。

続いて、2点目の公営施設と民営施設の料金格差についてと、3点目の市民が廃棄物を出しやすくする手だてについては関連がありますので併せてお答えします。

まず、エコサポート神岡は民設民営の施設であり、神岡町民が持ち込む不燃物や資源ごみ、粗大ごみを一時的に保管し、飛騨市リサイクルセンターやその他の民間リサイクル施設へ運搬し処理するための一時的な保管施設で、休日開所委託事業以外の市の関与はございません。市民が飛騨市リサイクルセンターへ直接持ち込まれる際には、市の条例で規定した処理手数料を徴収させていただきますが、エコサポートかみおかの料金には、市の処理手数料に加えて事業者が飛騨市リサイクルセンターまで運搬する費用等が加算されていることになり、いわゆる運搬サービスの役務の提供を受けるための料金とも言え、必然的に料金には差が生じます。神岡町の方にはこのように民間施設がありますが、河合町や宮川町の方にも飛騨市リサイクルセンターまで持ち込みをいただいております。また高齢化が進む中で車を持たない市民が増えている中で、自己搬入が困難な方については、古川町の方でも民間事業者の有料で処理を依頼される方もあります。特に粗大ごみの持ち込みがご負担になる方はご高齢の方であり、こういった方が民間の回収サービスを利用されることが想定されることから、民間サービス利用時のいきいき券の利用に加え、令和4年度からは、高齢独居者及び高齢者のみの世帯が市の収集許可業者で粗大ごみを処理される場合には、1回500円の助成を行っております。これについても、令和5年度には1,000円に拡充する予算を本議会上程させていただきます。

また、24時間持ち込可能な資源回収ボックスについても、河合町、宮川町、神岡町に各1箇所増

設する予算を計上させていただき、市内のごみ出し環境の地域差がなるべく少なくなるよう努めています。現状の施設配置は、適正な廃棄物処理体制を構築する中で、合併以降施設の統廃合を含め検討されてきた結果であります。高齢化が加速する本市にあつては、生まれたまちで暮らし続けられるための行政サービスの公平化は重要な視点ですが、他方で、限られた財源の中で持続可能な行政サービスを提供する視点も同様に必要です。その点において、民間において市民の負担を軽減するサービスが生まれてくることは非常にありがたいことであり、こういった民間サービスとの連携・支援を通じて、今後も市民の皆様がごみを出しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

続いて、5点目の近隣市村の一般廃棄物への費用負担についてお答えします。

まず、近隣市村との費用負担の比較ということですが、結論から申し上げますと、飛騨圏域市村の一般廃棄物処理手数料は、市村によって分別方法や回収方法、処理方法が違い、種類や品目によっては高いものもあれば安いものもあるため、一律の比較は困難です。例えば、粗大ごみは、飛騨市は地域のステーションの回収箱に入るものは無料で回収し、それ以上の大きさのものはリサイクルセンターへ持ち込んでいただきます。金物類が1キログラム10円、電化製品が50円、畳・布団類が30円、家具類が50円などの手数料です。高山市は、1品につき550円の処理券を購入し戸別回収を依頼するか、施設へ直接持込む場合は、実際は10キログラム単位ですが1キログラム単位換算で7.7円の手数料です。下呂市は、燃える粗大ごみ1品あたり800円の処理券を付けて収集に出すか、施設へ持ち込む場合は、1個660円の手数料で処理できます。ただし、大きさによって個数が判別されますし、燃えない粗大ごみの料金は燃える粗大ごみより高く設定されています。白川村は、施設への持ち込みのみで、品目ごとに手数料が定められ、木製家具が1キログラム30円、寝具カーペット類が40円、畳が1枚800円などです。

ご指摘の高山市と飛騨市を比較した場合は、施設持込時の単価は確かに飛騨市が高くなっていますが、物によっては、飛騨市では無料となる物があります。また、可燃ごみについて、飛騨市指定袋の「大」の大きさを比較しますと、飛騨市は1枚52円、高山市は世帯に応じた無料処理券を配布し、不足する場合は1枚110円の処理券を購入。下呂市は高山市同様に世帯に応じた無料処理券を配布し、不足する場合は1枚100円の処理券を購入。白川村は66円の指定袋です。可燃ごみにもこのような違いがありますが、高山市や下呂市のように一定の無料配布を行いませんので、負担に感じる市民もあろうかと思いますが、飛騨市では合併以前の旧町村時代から可燃ごみ袋を有料化し、ごみの減量化を図ってきた経緯があり、一概に追随すべきものではないと考えます。なお、現在の可燃ごみ手数料は現状の処理コストの概ね2割程度の負担をいただいておりますが、ごみの減量化を図る観点からもこの程度のご負担は継続させていただくべきと考えております。

廃棄物処理手数料は、それぞれの市村で処理方法や設備の状況などを考慮して設定されるものであり、現状で飛騨市が他市村に比べ市民の負担感が相当大きいとまでは判断しておらず、現在のところは引き下げは考えておりません。また、処理手数料が安いことは移住者へのアピールにはなりますが、移住者への支援は別途の施策で対応していくべきことであろうと考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

## ◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

## □総務部長（谷尻孝之）

私からは、4点目の空家除却補助事業の今後の考え方という点についてお答えいたします。

まず、解体に対する予算については、別に実施しております住宅リフォーム補助制度では、一般財源ベース2,000万円程度で実施していることを踏まえ、同じ住宅政策としてのバランスからも、同等程度の予算規模が適当と考えております。また、今年度、事業を実施する中で、市内の事業者より解体件数が多い場合、全てを受けきれないことからお断りする可能性もあるとお聞きしており、解体事業者の事情も考慮する必要があります。こうしたことから、事業費は年間2,000万円程度、件数で20件程度をめどに実施していくことが適当と考えているところです。

次に、事業の実施期間の考え方をお答えいたします。補助率等の差はあるものの、県内の全21市が空き家の除却に対する補助制度を整備しており、これらの補助制度に対し国や県補助金といった財政措置が講じられるなど、もはや空き家の除却に対して行政が支援する取り組みは特別のことではなくなってきています。このことから、現時点では事業の終期は具体的に定めず、国や県、他の自治体の動向を注視しながら、当面の間は継続することとしています。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

## ○12番（高原邦子）

どうもありがとうございました。環境水道部の説明、大方、私も調べてそうだろうなという気持ちは持っていました。ただ、岩塚部長のときだったかな、そのときに可燃ごみの「極小」をつくっていただきました。それは、市民の年老いたおばあちゃんたちが「小」になるまで冷蔵庫で生ごみを保存していた。それを聞いて岩塚さんに言ったら、「補正とかは無理ですけど新年度予算で考えてみますから。」ということやっていただきました。そしたら、そのおばあちゃんたちに本当泣かれたんですね、「高原さん、ありがとう。」って。夏、冷蔵庫に生ごみを入れておく、それが極小ができたから捨てられる。ところが、その頃の男の議員さん、「そんなけちらなくても捨てればいいんだ。」と言うので、そこが男と女の違いがあったりとか、ごみというのはいろんな思いがあるものですから、そう思いました。ですから、大変ですけど、横山部長、頑張ってくださいなと思います。市民の声もちゃんと頭の中に入れてもらいたい。

それで、さっきタルムードのことを言ったんですが、私はもう1つタルムードの言葉、タルムードってユダヤ教の金言集みたいなものでラビが言うんですけど、賢い人の前に座る人には3つのタイプの人がいると言われてます。1つはその人のことを何でも信じてしまう人。2つ目は右から入って左へ抜けて何も残らない人。3つ目は賢い人の言葉から大切なものとそうでないものを選別する人。私、昨日のいろんな議論を聞いていて、市長は本当に賢い人だし、憲法のあれも学校で習ったとおりでした。でも、私は議員の立場としては、それを全部信じるのではなく、大切なものとそうでないものを見極めていくのが議員の仕事だと思っていますので、これからもこのごみの関係もそうですけど、いろんな問題をしっかりと市長に対しても、行政に対しても言っていきたいと思っています。本当、タルムードを一度皆さん読んでみてください。すばらしいものがあります。

それでは私の一般質問を終わります。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時15分といたします。

（ 休憩 午後2時11分 再開 午後2時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

それでは、お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染者拡大により、行動制限、マスクの着用、手指消毒等、いろいろ制約があり、学校において子供たちが伸びやかに学校生活を送ることができなくなり、また、家庭生活環境も大きく変化し、子供たちは大きなストレスを受けています。マスクの着用により話す人の表情は読み取れないために、コミュニケーションが取りにくくなり、人と人との距離が広がり子供たちが不安や悩みを相談できなかつたり、周囲の大人が子供たちの表情を観察する困難さが増したりして、子供たちの助けを求める声なき声を受け止め難くしている可能性があるのではないかと危惧しています。コロナ禍の影響でストレスを受ける児童生徒が増えて、生活リズムの乱れや交友関係の築きにくさが影響し、不登校やいじめが増加している報道を見聞します。飛騨市の状況と対策、課題について伺います。

1つ目、小中学校における不登校について。文部科学省では、不登校児童生徒とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。「令和3年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」では、全国の国公立小中学校2万9,770校で令和3年度に積算で30日以上欠席した不登校の児童生徒数は24万4,940人となります。前年度に比べ4万8,813人増えて、過去最高となっています。小学校の在学児童生徒数は、前年より7万1,460人、1.1%の減少をしていますが、不登校児童数は1万8,148人増えて8万1,498人。中学校の在籍生徒数は2万1,938人増加して、不登校生徒数は16万3,442人であり、前年度に比べ3万665人増加しています。小学校、中学校ともに過去最高となっています。この傾向は飛騨市も変わらないと思います。

昨年9月議会において沖畑教育長は「昨年度、年間30日以上欠席児童生徒数は小学校14名、中学校23名」と回答されています。更に「不登校の要因は様々で複雑です。当人にも理由が分か

らないことがほとんどで、長期化してしまうことも少なくありません。」また、「飛騨市教育委員会や学校が大切にしているのは、その子が動き出そうとするまでの期間を本人とご家族に寄り添い支え、人が社会との関係をつなぎ続けることと、その子が動き出す際に必要となる学びに向かう力を育成するために、一人一人に合った学び方を提供していくことです。」と述べられています。そこで、不登校について3点伺います。

不登校児童生徒の登校状況と現状評価と課題。令和3年度調査では、指導の結果登校するまたはできるようになった小学校児童2万2,119人、中学校生徒4万5,925人、指導中の児童生徒は小学校児童5万9,379人、中学校生徒11万7,517人となっています。飛騨市は家庭へ毎週1回は担任が訪問して、状況を見ながら飛騨市教育相談室「グリーンルーム」の相談員につないでいるとのことですが、令和3年度の不登校児童生徒37人のうち、学校や飛騨市教育相談室グリーンルームに相談された結果として、登校できるまたはできるようになった児童生徒数とその割合及び指導中の児童生徒の割合はどれほどでしょうか。また、不登校の状態が前年度から継続している児童生徒は、文部科学省の令和3年度の調査では小学校41.9%、中学校51.1%となっていますが、飛騨市はどのような状況でしょうか。これらを踏まえてどのように評価しているか、今後の課題をどの様に考えられているかを伺います。

2点目、不登校の要因は。不登校の要因のトップは小中学校で「無気力、不安」で49.7%、続いて「生活リズムの乱れ、あそび、非行」11.7%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」9.7%、「教員との関係をめぐる問題」というのも1.2%あります。この順位は令和2年度と同じです。

一方、「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」を見てみますと、小学校不登校児童が最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけのトップは「先生のこと（先生とあわなかった。先生が怖かった。体罰など）」が29.7%、「体調の不良」が26.5%、「生活リズムの乱れ」が25.7%と続き、25%以上は「友達のこと。いやがらせやいじめがあった」や「きっかけが何か自分でもよくわからない」があります。これは教員が回答した調査と児童生徒が回答した調査の結果ですが、児童生徒と教員それぞれが感じているいじめの要因に食い違いがあります。

不登校児童生徒へ効果的な支援を行うためにも、不登校児童生徒の一人一人の不登校のきっかけ、不登校が続いている理由についての的確に把握することが重要であり、不登校児童生徒が増加していることの要因の分析、解明が必要となりますが、飛騨市の不登校の原因と不登校が増えた要因、もしくは減少した要因をどの様に分析をし、今後の対策につなげて行くのかについて伺います。

続いて3点目、不登校児童生徒への多様な教育機会の確保について。文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じ、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があることとあります。飛騨市には飛騨市教育相談室グリーンルームが古川町と神岡町にあり、学習相談や個別相談、集団生活への適応指導、学校復帰指導、カウンセリングや他の関係機関と連携した援助・指導等を行い学校への登校になじめない、登校に抵抗を感じている児童生徒を支援していますが、不登校児童生徒が利用をしたくてもグリーンセンターは2町にしかなく距離的な条件等で利用が困難な児童生徒はいないのでしょうか。河合町、宮川町の利用希望者は移動距離が長く移動手段が必要で、児童生徒と保護者に負担がかかり利用

を困難にすると思いますが、河合町、宮川町において週1～2回程度の開設をすることができないのでしょうか。または、支援センターに出向くには抵抗を感じる児童生徒・家族に対しては、GIGAスクール構想で配布された端末機を使用した相談、学習指導やカウンセリング等を行なう支援の検討が必要ではないでしょうか。

飛騨市には、民間施設のフリースクールはなく居場所が9箇所ほどフリーペーパーに紹介されています。児童生徒が自分に合う居場所を選べる機会が多くある方が望ましいと思います。社会福祉協議会「なかよしキッズ」は、障がい児通所支援事業所で家庭的な雰囲気でも親子もあんきになれる憩いの場として、仲間同士有意義な過ごし方ができる場、障がい児と保護者、地域の方等の交流の場、学習面での困り感を抱えている児童に対する一人一人丁寧に支援を行い、一緒に考えるを行っている事業所です。なかよしキッズの職員の皆さんは、子供の主体性を尊重し、自己肯定感を育成し、社会的に自立できることを目指して努力されています。なかよしキッズでの不登校児童生徒の支援が可能になれば様々な立場の子供とともに学び、遊ぶことができ、社会性が身につく、将来の社会的自立の育成ができると思います。なかよしキッズを不登校児童生徒の居場所とする対応を検討したらどうでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

小中学校における不登校について3点お答えさせていただきます。

まず、不登校の状態が前年度から継続している割合は、令和3年度は小学校50%、中学校60%ほどです。不登校児童生徒の登校状況につきましては、先ほどの障害のある方の場合と同様に、その子によって様々です。ある日突然復帰し、そのまま継続している子もいますが、登校する時間や日数を増やしたり減らしたりしながら、少しずつ学級に足が向いていく子、しばらく登校していたけれども続けられなくなる子など、様態が異なるため、数値として一言で表すことがなかなか難しいところですが、現時点で欠席が前年度より減りまして、30日以下に減った児童生徒は2割弱といったところでございます。しかし、全ての子がその子なりの成長であると捉えています。私たちは、行きつ、戻りつを繰り返しながら、それでも一歩ずつ前に進む子供たちを支援、励まし、動き出すための力を蓄えること、人や社会との関係をつなぎ続けることの支援を心がけているところでございます。

2点目、不登校の要因についてでございますが、市内においても、全国と同様に無気力、不安が不登校の大きな要因となっています。不安を感じる中身については、友人関係や学習面、家庭環境など様々です。また、自分でもよく分からない漠然とした不安で苦しんでいたりと、本人の話していることと別のところに要因があることが分かったりもします。一人一人事情が異なるわけです。

学校では、その一人一人の不安や悩みに共感し、1つずつ解決するために、学級担任や教育相談主任、相談員、養護教諭などが連携して、その子や保護者の話を傾聴し、不安や悩みに寄り添う姿勢をベースに支援をしています。同時に、つらいことや苦しいことに対して、自分からヘルプサインを出すためのスキルトレーニングを行ったりもしています。学級担任だけでなく、自分



が話しやすい先生に相談するための心のサポーターを決めている学校もあります。

不登校の対策は、未然防止が第一です。誰もがもっている弱い自分や苦しい心をさらけ出せる、心理的な安全性を確保すること。その上で、困難な状況に対しても、仲間と支え合い、乗り越える力を育んだり、つらい時は仲間や先生が支えてくれる環境を整えたりすることを、どの学校でも大切にしているところでございます。

3点目、不登校児童生徒への多様な教育機会の確保についてですが、先ほども述べましたけれども、不登校となる要因は一人一人違い、複雑に絡み合って登校できない状況になる場合が多くあります。だからこそ、議員がおっしゃるように、一人一人の状況に応じた多様な教育機会を確保することは、とても重要なことです。

河合町や宮川町におけるグリーンルーム開設については、開設場所や相談員などの課題もありますけれども、現在、設置している古川町や神岡町も含め、グリーンルームが不登校児童生徒にとって、より利用しやすい施設となるように検討してまいります。なお、情報端末を利用した相談や学習指導については、スタディサポーターの配置とともに整備済みであり、それぞれの希望に応じて対応しています。

また、なかよしキッズの利用のご提案は、困っている子供たちの学習の場として選択肢が増える大変喜ばしいとこだと捉えております。すでに社会福祉協議会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービス施設を利用するために必要な条件である福祉サービスのための受給者証を市として発行し、利用できるよう整え、この3月から既に利用が始まっているところでございます。なかよしキッズの指導者の方々には以前から存じ上げておりますが、本当にきめ細かで、大変信頼できるご指導をされていると承知しております。今後はスタディサポーターの訪問も加えながら、さらにどのように展開したら良いかを考えてまいりたいと思います。

これからも、各関係機関とも連携を図りながら、不登校児童生徒への多様な教育機会の場の確保と成長への支援に努めてまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○8番（徳島純次）

3点回答いただきました。不登校の中にはですね、不登校は30日以上というふうになっていきますが、長期欠席者は90日以上の方もいらっしゃると思うんですが、中には全く出てこれない方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、90日以上、3か月近くですが、欠席をされている児童というのは何%ぐらいいらっしゃるのでしょうか。答えられたらよろしくお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

年度によって前後いたしますけれども、大体半数か、もう少し多いくらいだと思っております。

○8番（徳島純次）

全国的な傾向を見ますと、今、教育長が言われたように五十何%というのがあるので、大体同じような傾向を示すのではないかなと思います。3か月以上休まれている生徒にどのようにして教育機会を与えるか。先ほど教育長も非常に難しいんだと、各個人個人のそれぞれの理由によって、一律ではないので難しいとは思いますが、教育をするのは非常に大切なことですし、今後の

その人の人生を考えたときに、やっぱりどうしても基礎的な教育が必要だと思われまますので、この長期欠席の方たちへの支援をですね、今の状況で50%以上の休みなので半分近くは出てみえないということであるから、もう非常に芳しい状態とは言えないと思うので。これを少しでも改善するために、今やっている以上の何らかの方法が考えられるのかどうか、その辺を考えて、さらにその不登校児童を減らしていくというのが望ましいのですが、もし、そのようなお考えがあればお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

大変難しいところでございます。と申しますのも、子供たちがもちろんいろんな場で、どの場でも学びに向かおうとするのであるならば大いに支援ができる場所なんですけれども、なかなかそのところまでいかない場合も大変多くございます。ですから、しばらく休んでいたりとか、いろんなカウンセラーであるとか、お医者様のご助言をいただきながら、子供たちの状態を見極めながら、どんな支援をそこに加えていくか。今もう少し刺激を与えようかとか、今は控えなくてはいけないとか、そんなことを日々見極めながらやっているところでございますので、なかなかこれといった解決策が見いだせてはおりません。

○8番（徳島純次）

非常にご苦労されているんだなというのはよく分かりますし、努力されているというのも非常によく分かります。グリーンルームがありますが、これは不登校児童を支援するために設けられているわけですが、伺ったところによると、37人の不登校児童生徒がみえるわけですが、利用されたことがある方を見ると、そんなに多い比率ではないように思いますね。

このグリーンルームの利用する、しないはもちろん当事者のほうの思いなので、こちらから一方的に利用してくださいというわけにもいかないのは重々承知なんですけど、せっかくあるグリーンルームにはスタッフもそろえて設置されている施設なので、この利用する率をもう少し上げたらどうかと、上げるような努力をしたらどうかと思うんですが、今のままですと、かなり低い率だと思うんですね。その辺の何かお考えがありましたらお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先ほども申しましたが、こちらが上げたいと思って上がるものではないということをご承知いただきたいと思います。ただ、年々、今グリーンルームの利用は増えてきています。それは、長期の欠席のお子さんがいらっしゃるということもあるんですけども、少しずつ少しずつ相談員と信頼関係を築きながら、そんな状況ができてきているというところでございます。今年度はかなり相談員も忙しくなっているんですけども、家庭訪問をずっと続けて、1年～2年ほどやってグリーンルームに足が向くようになったという子さんもいらっしゃいます。そこから今度は、学校へ足を向けてみようかなというように話をしていくことを聞きますので、本当に少しずつ無理をしないでその子の歩みに寄り添いながら、背中を少し押して、背中を少し押してという形で進めていっているところでございます。

## ○8番（徳島純次）

先ほどもちらっと言いましたけど、生徒自身にですね、これは令和2年度でありますけど、学校に行きづらくなったきっかけは何かというアンケート調査の結果を見ますと「無気力」というのもあるんですが、その他に生活のリズム乱れというのもあって、これなんかは、どちらかという家庭のほうの問題もあるのかなというふうに思われますし、あと、今いじめを除く友人関係というのも結構上位にきているんですね。そうすると、学校へ行っての友人関係がづくりにくいということなんだろうと思うんですが、こういうのを何とか支援していこうということなんですよけど。

もう1つ思うのは、今、不登校の児童生徒に焦点を当てていろんなサポートをしましょう、やりましょうということで、非常に手厚く努力されていますし、先生方も大変な思いをされていると思うんですが、学校の生徒に、例えばいじめが原因であるとか、人間関係をつづくりにくいというようなことがあるんですが、こういうものをいくらでも減らすための、在校生徒に対する教育というか、いじめに対する教育ですね、そういうものを実施されているかどうかをお伺いします。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（沖畑康子）

先ほども申しましたが、未然防止はもちろん第一と考えておりますので、繰り返しになりますけど、自分の心をさらけ出せるような心理的な安全性を確保したりですとか、困難な状況に仲間と助け合ってやるとか、それから自分の好きなことを追求していくような、今、古川中学校とも始めている「古川中マイ・プロジェクト」のような学習を行ったり、それからもちろんいろんなことについて、教師も声をかけ、そして人間関係づくりということも学級経営の中で十分力を尽くしているところでございます。

## ○8番（徳島純次）

1つ気になるのは、先生方のアンケート調査の結果とですね、生徒児童が感じているきっかけに少し差異が見られるというのがあるんですが、1番である無気力不安というのとは両方とも同じなんですが、そのほかに先生方は当然なのかもしれないですけど、先生が原因になっているというのとはほとんどないんですが、生徒のほうには1.2%ほど先生がきっかけだというのがあるんですね。それは初めての学校なので恐怖があるとかとていうのもあるんですけど、ただ、その中には、暴力的なことと言うんですかね、先生方から生徒に対するものが入っているんですけど、それは、飛騨市ではないとは信じていますが、その辺の、生徒が感じて不登校になるきっかけと、先生が感じているこれが不登校のきっかけ、アンケート調査ですから、生徒が答えているのだろうとは思いますが、その辺の差異はどこから来ているとお考えですか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（沖畑康子）

それは、十分に理解ができていなかったことがあるのかもしれませんが。ただ、それぞれ、先ほども申しましたように、理由は本当はそこではなかったということも後からわかってきたりも多くございます。ですから、そのときにしゃべったこと、そのことが本当にそうだったということ

ではない場合もあります。もちろん、不安がうまく自分でもわからないし、でも、見ても分からないということもあるんですけど、そののところも、じっくりじっくり寄り添いながらそれぞれが理解していくようなことを努めているところでございます。

もちろん保護者ともしっかりと面談させていただいておりますし、お互いに思われることを話し合いながらなんとなくつかんでいけたらいいかなということで行っています。

○8番（徳島純次）

それでは2点目に移らせていただきます。

同じ不登校児童生徒諸問題の中に入っているんですが、いじめについてです。令和3年には、北海道の旭川市でいじめを受けていた中学2年生が凍死した。東京都町田市立小学校に通っていた6年生の女子児童が「いじめを受けていた。」などとするメモを残し、自死していたなどの大変痛ましい事件の報道がありました。令和2年度の小中学校におけるいじめの認知件数は、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生徒間の距離が広がったこと、授業のグループ活動や学校行事、部活動が制限され、子供たちの対面での会話の減少、接触行動が減少したことにより、前年度より15.1%の減少になりました。」とあります。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、学校での部活動や行事が感染対策をしながら徐々に再開されたことにより、いじめは増加となっています。令和3年度の小中学校におけるいじめを認知した学校数は、小学校1万7,163校、88.1%にあたります。前年比192校の増加。中学校は8,557校、83.2%に相当します。前年比72校の増加です。いじめの認知件数は59万8,499件であり、前年度に比べ、9万6,725件、19.3%増加しています。またいじめにより、児童等の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた重大事態、280件、38.5%。小学校158件、中学校122件、前年比95件の増加。いじめにより、児童等が担当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた重大事態、366件、前年比68件と増えています。

いじめの発見のきっかけはアンケート調査など、学校の取り組み54.3%、本人からの訴え18%、本人の保護者からの訴え10.7%、学校担任9.5%、養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員の発見は0.4%となっています。

また、いじめられた児童生徒の相談先は学級担任が82.7%、保護者や家族等が21%となっており、養護教員・スクールカウンセラー等の相談員、学校外の相談機関への相談は3.8%となっています。誰にも相談をしていないも4.6%あります。

いじめの形態は冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるが57.9%、遊ぶふりをしてたたかれたりするが23.3%、仲間外れ・集団により無視されるが11.9%と続き、金品をたかられるも0.9%あります。また、パソコンや携帯電話で誹謗・中傷や嫌なことをされるも3.2%あります。これは「令和3年度問題行動不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によります。

飛騨市も同様の傾向と思われませんが、令和2年、令和3年、令和4年の飛騨市におけるいじめの認知件数はどのように推移したのでしょうか。また、いじめの要因の主なものはどのようなものがあるのでしょうか。IT社会の進展により、GIGAスクール構想によるタブレット端末を持つ子供が増え、家庭では子供たちが自分用のパソコン、携帯電話、スマートフォンを持つことが多くなり、これらを利用したいじめが増加することは想像されます。

いじめをさせない、いじめを見逃さないためには何が不足していて、今後どのように支援し、指導していくかをお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

それでは私から、飛騨市のいじめについてお答えをいたします。

飛騨市におけるいじめの認知件数は、令和2年度が218件、令和3年度が189件、令和4年度は2月までで108件と減少の推移をたどっています。いじめの主たる形態は、冷やかしやからかいが49%、軽くぶつかる、叩かれるが24%と、全国と同様の傾向にあります。いじめの認知件数の減少につきましては、学校としていじめにつながる案件を見逃さずに、丁寧に指導を行ってきた成果だと捉えています。

一方で、減少していることに安心せず、見えないところでの陰湿ないじめや、相談できずに困っている子がいることなど、あらゆる可能性を考えて対応することを学校と共有しているところです。

令和4年12月、生徒指導提要が12年ぶりに改訂されました。生徒指導提要とは、いじめや不登校等について、考え方や指導方法、個別の対応などをまとめた教職員用の指導書のことです。そこに示されているように、各学校においていじめ防止基本方針の見直しや、学校いじめ対策組織の構築を図っています。また、飛騨市学園構想に掲げている、地域連携を核とした探究的な学びは、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める教育活動として有効であり、充実を図っているところでございます。

今の子供たちが迎える社会は、デジタルを活用することが前提となりますから、子供たちがそのリスクを理解し、安心安全に利用しながら可能性を広げられるようにすることが必要です。デジタル機器やネットを賢く使う合理的活用ができる人材を育成しようとする「デジタル・シティズンシップ教育」を推進してまいります。具体的には、これまでの約束やルールをつくり「何々はしない」という指導から、子供たちがデジタル社会の良さや危険性について知識や技能を習得するとともに、起こり得る問題を想定し、解決方法を考え、行動に移すといった学びです。それにより、子供たちの判断力や調整力等が育ち、伸び伸びと学校生活を送ることができるものと考えます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○8番（徳島純次）

いじめが徐々に減少している、非常に素晴らしいなと思いますし、件数的に言うと、全国平均から見るとかなり高いなと思うんですが、その分、学校の先生方が感度を良くして、早期に摘んでいるんだろうなというふうに思いますので、件数が多いから駄目だということではないと思っています。そうは言いながら、やっぱり平均より多いので、これを下げてもらうのは必要なんだろうとは思いますが、今後さらに努力をしていただいて、いじめを根絶していただきたいなと思います。そのために、スクールカウンセラー等との連携も必要になりますでしょうし、先ほどの不登校も含めてですが、家庭訪問なんかもされているので、学校の教師の数としては足りて

いるのでしょうか。それとも、そういう家庭訪問されたりしている先生には負荷が多くかかっているということはないのでしょうか。その辺を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

学校では組織で対応しております。担任だけに負荷がかからないように、いろんな関係者がチームになって対応しておりますので、そういうことがないようにしているところでございます。足りているかとお聞きになられれば、どれだけでも、多ければ多いほどいいという思いもございますが、決まったところでやっていくことが、それが仕事だと思っておりますので、みんなそこに向けて頑張っているところでございます。

最後にすいません、こちらから一つ。いじめに関する定義について少しお話をさせていただきたいのですが、皆さんが捉えていらっしゃるようないじめというのは昔と言いますか、行っていたのは社会通念上のいじめとして継続的であったり、複数であったり、力の差があつていじめたり、一人を孤立化させたりとか、非常に大きな差別的行為を行ったり。また、先ほどおっしゃられましたように金品を要求したり、暴力、そういうことが考えられると思っておりますけど、今、私たちが、学校がいじめとして捉えて、この件数に挙げているものにつきましては「そんなものいじめかよ。」とおっしゃられるかもしれませんけれども、ごく初期段階のいじめ、例えば授業中に答えが間違っていて「お前、そんなことも知らんのかよ。」という言葉かけたときに、その子がショックを受けて傷ついた、それもカウントいたしております。そうした口論であるとかたくさんあるんですけど、それを一つ一つきちんと対応していく。それを子供たちに「お前はいじめたよ。」と言うかどうかは別としまして、きちんと見つけて、いじめのもとになりそうだとすることで対応していくということが学校の教育として行っているところでございます。

ですから、件数は大変増えております。この見直しが行われたのは、重大ないじめが起きて全国の中でいじめがないと言っていた、本当にないのかということを引きと捉えられるようにしようということで始まったことでございます。県によって、地域によってばらつきはございますけれども、岐阜県はこれくらいは普通のところとしてみんな捉えているところでございます。

○8番（徳島純次）

今伺ったいじめ、私たちの頃とは随分違うなというふうに思いますし、私も前にどこかで聞いてですね、「いじめは本人が嫌だなとか、少し嫌な気持ちになれば、もうそれはいじめだよ。」というふうに伺っていましたので、今言われたように発表中に横から何か言ってですね、その子が嫌と思えば、もうそれはいじめに相当するというふうには捉えています。それなので先ほど言ったように、件数が増えたからといって、それがいじめ増加で駄目だよというわけではなくて、むしろ先生方の感度が高くなったんだなというふうには私は捉えていたんですが。

あと1点ですね、これは、ほかのところでやっているからやっってくださいというわけじゃないんですが、こういうのもいいんじゃないかなと思ったのは、先ほどICT、GIGAスクールで配付されている端末をいろいろ利用して、学習にもいろんなものにも使うという話がありましたけど、全国でも少しずつ増えているみたいですが、朝学校へ来たら自分の気持ちを絵文字で出す。また帰りに入れる、もしくは昼に入れて3回入れるところもあるみたいですが、それによって

学校の生徒はどういう気持ちの変化がその学校在学中にあったかというのを見て、学校の中でどういうことが起きたかを想定するし、個人個人の指導にそれを活用していけるといふふうに乗っていました。入力するにしても絵文字を選択するだけなので非常にいいのかなと思いました。

こんなようなものも活用してですね、せっかく配付されている端末機なので、これをぜひ利用していただいて、不登校だとかいじめの撲滅に努力していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時10分といたします。

（ 休憩 午後3時03分 再開 午後3時10分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきますが、質問の前に、市から議員宛てにですね、先般令和3年から令和4年にかけてそれぞれ議員が質問などした事項、取り上げてきた事項について、あるいは意見について検討をしていただいた結果、それから対応された内容などに関する報告をいただきました。そのほかにもこれまで度々一般質問等で取り上げてきたことについても、政策として来年度の予算に反映をしていただいたなと思えるようなところも見受けられますし、一議員として地域の方々と共に市長のところもお邪魔したようなこともあります。そういったことも誠意を持って対応をいただいているということで、予算のほうも見させていただいておりますので、こういったことについては素直にありがとうございましたと感謝を申し上げたいというふうに思います。まず、それを最初に言って、質問に入らせていただきたいと思います。ただ、その中で継続・検討というのもありましたから、これについてもしっかりとご検討いただくようお願いしたいと思います。今回初めて一番最後で質問が相当ダブるし、もう何をやっていいのかなっていうことで思っていましたら、ほぼほぼ答弁もいただいたようなこともあるわけですが、通告に従って質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、新年度予算の財源確保ということでお伺いをいたしますが、新年度予算も新規・拡充の事業が多く計上してありますが、燃料費、電気料などの高騰の影響で、予算編成も苦慮されたのではないかと推測をいたしております。市長の予算概要説明でも、このことによる厳しい環境の

中でも大きな借金をせず公債費削減が図れ、ふるさと納税の確保に努力したことで増加する経費に対応でき、大きな事業や予算の削減を行うことなく、政策的にも新たな事業を盛り込むことができた、このように述べられております。

そこで改めて、当初予算編成の中で燃料費あるいは光熱水費等への影響額、これはいかほどあったのか伺いたいと思いますし、そうした影響を踏まえて、予算編成にあたってどのように工夫をなされたのか。あるいは廃止または縮小した事業、こういったものもあると思うんですけども、そういったものがあるのかどうか伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは1点目の財源確保につきましてご答弁させていただきます。

今回の予算編成を振り返りますと、電気代や燃料代などの高騰による影響が非常に大きく、その財源の確保に非常に苦労いたしたところでございます。今後の更なる値上がりについては不透明なことであることから、令和5年度当初予算においては、本年度の12月現計予算額を基本としつつ、なお不足する場合は補正予算にて対応する方針としました。金額で申し上げますと、電気料は当初予算比較で1億6,000万円の増、燃料費は500万円の増となりました。これに対して、公債費の削減効果で生まれた実質負担余裕分1.6億円のうち0.7億円を充て、残りを財政調整基金からの繰入金で賄うよう予算措置いたしました。

また、国では地方公共団体における公共施設の光熱費高騰を踏まえて、総額700億円を普通交付税において算定することとしており、当市におきましてはおおよそ1,000万円程度の上乗せ交付が期待されるところです。

しかし、4月以降、北陸電力管内の大幅な電力料金値上げが見込まれており、円安の是正などによる輸入液化天然ガスの値下がりも期待はされますが、元の水準に戻ることは見込めず、国からの支援等も期待できない中で、令和5年度の財政運営は執行段階で節減に努めつつ、補正予算も最小限にとどめるなど、慎重に行っていかなければならないと考えているところでございます。

また、廃止や縮小した事業につきましては、「入るを量りて出づるを制す」の財政運営方針のもと、全体的な財源確保の観点から、57件、約3億2,000万円の事業をやむを得ず見送ることいたしました。この多くは施設修繕や機器導入の延期などが中心で、できる限り市民生活に影響が出ない事業といたしました。このほかにも、各種施策において補助等の対象人数を絞ったり、事業の実施回数を削減するなどして、細かいところでの予算査定も行ったところです。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○2番（水上雅廣）

厳しいだろうなということは想定しておりましたから、そういったことかなと。ちょっと意外といえば意外ですけど、補正予算にまで言及されて令和5年度補正もちょっと厳しいかなと今部長おっしゃったので、そうですかと思うんですね。昨日も剰余金の話がありましたけど、それ見込みで、もう既に予算もそれを見込んだ上で立てていらっしゃると思うんですけど、そういったものを上振れするような可能性があるなら、しっかりと補正で対応いただけるようなことにし



てほしいと思います。

もう一つ言うと、剰余金についてはいろいろお考えはあると思いますけど、さっき誰かのときにもありましたけど役所というのは減価償却とか、償却についてはないじゃないですか。施設とかそういったものに対する次の手当とかというのはあまり考えてないというか、そののところに至ってないようなところもあるんですけど。私は剰余金の一部というのはそうしたものに充てていく、投資の部分に充てていくような考え方も一つあってもいいのかなというようなことも思うんです。そういったことを含めて、その辺を見計らって補正も、電気料の高騰分がこの先どのぐらいいくのかということもあるんですけど、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それともう1点、次のときに伺えばと思うんですが、予算の中で、次の質問でもちょっと触れますけど、子供子育てというのが叫ばれていますけど、飛騨市って結構私は相当手厚くというか初期の段階から新しいことにも踏まえてやっているんじゃないかなという気はしているんです。全体的に捉えてですね、ホームページとか見るんですけど、ワンクリックで入っていけないんです。幾つも幾つも押して行って、並列されているんなものが出てくるような感じで。できればですね、分かればで結構なんですけど妊娠から出産、子育てに関する予算について、施策ですけれども、分かる範囲で結構なんですけど、昨日も若干触れられたところもありますけど、分かる範囲で結構ですので答弁をいただきたいなというふうに思いますけど、議長よろしいですか。

◎議長（澤史朗）

次の質問ではないのですね。

○2番（水上雅廣）

今、総務部長、財政課長いらっしゃるので。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

子育て支援というのは飛騨市非常にたくさん展開しております、国・県を除いて市で中心にやっている事業を申し上げますと、まず、不妊治療、不育治療、こういったことの助成、それからその交通費助成というのも行っております。妊娠しますと、今度は妊婦の健診の助成も行っております。また、妊婦の歯科検診も行っております。さらに令和5年度からは、「My助産師制度」と申しまして妊娠初期から出産、子育てまで含めて、助産師が寄り添っていく施策も新しく始めるところでございます。その後、出産を迎えますと、聴覚検査、これは異常がないかという新生児の聴覚検査を行っておりますし、ブックスタート事業といたしまして、3か月児と3歳児に絵本をプレゼントしまして、それを通じた親子の愛情を育むというような事業もやっております。また、お母さん向けではですね、産後うつと言われる症状の方が少なからずみえるものですから、そういった方への産後ケア事業も行っております。また、産婦健診、それからその助成券も行っておりますし、そのほかで言いますと母乳相談とか育児相談こういったことも施策としてやっております。また、赤ちゃん防災事業といたしまして、いざというときの赤ちゃんとお母さんがどうすればいいかというようなことの研修会を通じて、いろんな情報提供なんかも行っております。

それから保育園に入りますと、今度は入園準備経費の購入支援も行っております。それから、ニーズの高い未満児保育の受入れですね、こちらも保育士の待遇改善を含めて保育士の確保に努

めております。それから、急にお子さんが熱を出して保育園に入れないというときの病児保育というものもやっておりますし、冠婚葬祭とかで休日どうしてもお預けしたいというときの休日保育ということもやっております。それから、その後で言いますと、保育園で朝お子さんが休まれるときに保育園に休むという連絡を入れるんですけど、どうしてもその時間体が集中して電話が繋がらないというような苦情を受けまして、今回そういった対応をするシステム改善の導入を新たに予算計上をしております。

それから学校へ入りますと、ランドセルを買ったり、体操服を買ったりという、入学準備購入支援をしております。それから放課後児童クラブで小さいお子さんの夕方とか、夏休みのお預かりをするという事業も展開しております。

また、中学生に上がる時にも学生服とかの購入支援をしておりますし、高校生に至っては、医療費を無償にするというのも市の単独施策として展開をしております。

このように様々なステージごとにですね、今言った事業以外にもたくさん施策を打っておりますし、いろいろ現場の声を拾いながら改善する点、それからニーズの高いものについては前向きに予算化をしているということで事業を実施しているということでございます。

#### ○2番（水上雅廣）

突然でしたが、ありがとうございます。これだけ今、そらんじられるだけでもこれだけあるんですよ。その上で、この後またやっていくんですけど、市長、昨日も給食費のところと言及されましたけど、こういったことって、もう1回市長の考え方、要は給付とかそういったものをどういうときにどういうふうにするのが一番いいのか、どこで言おうかなと思っていたんですが、今の国のやり方って、批判するとかそういうことじゃなくて、何か大きいところだけ見ていて、地方の小さいところはあまり分からずに何でもかんでもやっているみたいな、そんなイメージもないこともないと思っているんです。市長にちょっとそのあたりを感想として聞いて、次の質問に行きたいと思うのでいいですか。

#### ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

#### □市長（都竹淳也）

昨日、籠山議員と議論させていただいたときにも申し上げたんですけど、先ほど財政課長がいろいろ施策の説明をしましたが、それぞれ結構考えながらやってきていてですね、予算を投じるときに、ちょっとでも困りごとももちろんですし、子供の場合は特にこういうことがよかれと思ってやるっていうものもかなり含まれているので、そういったものをプラスしながらやっていくということなんですけど、どうもですね、最近国の施策もそうですし、県の施策もそうですし、他の自治体のですね、子育て先進地と言われるところの施策もそうなんですけど、お金を配るって話になっているの、私本当にちょっとこれでいいのかという思いをすごく持っているんです。しかもとっても乱暴に決まるんですね。国の今回の給付金、お金もらって嫌な人っていませんので、良いつて言うに決まっているんですけど、とっても乱暴な決まり方をしているというのが、もう私すごくそこに対して行政の劣化を招いているということを思っています、あれだけ巨額の予算を簡単にほとんど議論なしに、しかも何に誰がどう困っているのかの話がなく決まっていくという、この風潮に非常に危惧を覚えています。

先ほども申し上げていますが、我々本当に愚直なぐらい、一つ一つの施策、かなり時間費やして議論していますし、その途中では駄目出しをしてもう1回やり直してと言って返すようなことも何度もあって、その都度、誰が対象者でどう困っているのか調べてやっているってことをですね、こんなに子供の数の少ない飛騨市でやっているのに、もっと大きなところでですね、それができないというのは非常に問題だと思っています。また、そういうところをもてはやす風潮もあって、何か給付をたくさんするとですね、そこが子育ての先進地であるかのごとく言われると。これもおかしいと思いますし、それから全然違うところで人口が増えているところで打つとですね、その施策を打ったから人口が増えたんだ、移住者が増えたんだ、子供が増えたんだ、ほとんど検証されてないんですね。それにもかかわらずそれがもてはやされる。そこに新聞で取り上げられる、全国から視察に行くんです。そうすると、どこどこではって「出羽守」と言われる人たちがたくさん現れて、それを各地で言う。そうすると首長も困り果てるということがある。やっぱりこの風潮ってもっときちんと言直さなくてはいけないということをおもうので、我々としては、そこはきちんと今までどおり、個々小さい施策でも議論して積み上げていくという姿勢だけには変えないようにしたいと思いますし、その積み上げの結果、こうして多くの事業があるわけですので、こういったものもトータルできちんと、ホームページが見にくいという話も今いただきましたけども、きちんと市民の皆さんに伝えられるように工夫をしていきたいと思っています。

○2番（水上雅廣）

そういったことも思いながら、次の質問へ移らせていただきます。

少子化と子育てで、特に若い女性の流出ですとか、給食費の関係、子供の温泉フリーパスみたいなことをお尋ねしたいというふうに思いますけれども、今ほどもお話にありましたけれども令和5年度に向けて多くの自治体が少子化対策ですとか子育て支援といったようなことを一つの目玉として新年度予算を編成しているように新聞、資料とかいろんなところで見受けます。ネットなんかではそんなことばかりが取り上げられたこともあって、そういうふうにも思ったりもするのかもしれませんが。加えて岐阜県でも、子育て世代への経済的支援として、第2子以降、出産祝い金の支給ですとか、高等学校の就学準備支援補助金といったようなものを盛り込みながら、出会いから子育てまで切れ目のない支援を掲げているということでありました。

飛騨市の新年度予算を見る限り、取り立てて予算計上してあるというふうには見えませんと書いていますけども、今お答えいただいたようなことで、しっかりとやっていただいておりますということでもあります。それが、見えるか見えないかは見せ方、見方の問題だと思うので、そうした辺りも工夫をいただければありがたいかなと思いますけれども。

子供への給付金とか未満児の保育料の無償化、あるいは給食費の無償化など、こうしたことというのはある程度、中長期に続けなければならないことでもありますし、その財源を捻出するために体力勝負のようなことは、そういった施策について私は慎重であるべきだというふうに思っております。また財源に余裕のある団体だけが、そうしたことに取り組んで、自治体間の格差みたいなことがますます生まれてしまうんじゃないか、財源に余裕のある自治体に若い人たちが集中してしまう。そういった可能性も指摘される場所でもありますし、そういったことがあっていいかどうか。

ただ、一方で、今ほど言われたようにそういう施策が、Uターンとか、新たな住まいを求める

人たちに、そういった自治体の子育て支援みたいなものが選択のウエートを占めるということも片方でやっぱりあるのかなというふうに思ったりもします。

そうしたことを含めて伺いたいと思いますけれども、若い女性の流出に関してですけれども、女性の純減数、多いのは大卒の22歳が抜きん出て多いと言われておりますし、短大・専門学校を卒業される20代ぐらい、それから高校卒業される18歳というふうに言われております。飛騨市においてもそういった傾向は見て取れるのかなというふうに思います。地元から将来のこうした母親候補という表現としてどうなのかなということを思いますけれども、そういう方を失っていくということについては地元の男性の未婚化を加速させたり、結果として少子化をまた加速させる。あるいは女性の希望に即した働く場の確保やキャリアアップへの支援、こういったものが必要なんだと。こうしたことがいろんなところで言われております。女性が働きたいと思うような魅力ある働く場、例えば研究機関ですとか、新商品開発、顧客開拓、こうしたことができるような企業であったり、仕事内容が一般事務や商品企画、あるいはマーケティングなどの企業内における女性の働く場を増やしていく、こうしたことが望まれ、働き方においても、長時間労働の是正、あるいはワークライフバランスの推進であったり、女性の職域管理職の登用、非正規社員の待遇改善、こういったことが必要なんだというようなことを耳にします。

飛騨市における若い女性の確保流出対策、そういったことについてはどのようにお考えでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

給食費の無償化なんですけれども、これについては先日の答弁でもありました。通告しておりますからお尋ねをしますけれども、「物価高騰を受けて全国約1,600市町村の約3割が2022年度に給食費を無償化」「政府の臨時交付金や自主財源で無償化」「無償化しない自治体でも半額、あるいは第2子第3子以降分の中学校分だけ無償化」、こうした自治体が増えているというような記事を見受けました。そこで改めてお伺いをさせていただきますが、給食費の無償化については検討はされませんか。

それから3点目、子供の温浴施設のフリーパス券の交付ですけれども、これ身近なところでいろいろと、お年寄りのフリーパス券のこともあったりして、子供にも何とかこういったことをしてもらえないかなということがありました。子供が行けば親も行きますし、施設によって例えば保育園児は無償にしてあるところも既にあつたりしますけれども、やっぱり小・中学校あたりまで同伴で行かれると思いますし、何となしにそういう親同士のコミュニティーのところもつくってもらえるんじゃないかなというようにも思うわけです。そうしたことを含めて、子供たちの温浴施設のフリーパス券、一考していただけないでしょうかということでお尋ねをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、私からは1点目の若い女性の流出についてお答えします。

若い女性が飛騨市を選び、住み続けたい場所となるためには、若い女性が働きたいと思うクリエイティブな職場の存在、また男女の性別役割分業を固定化せず、柔軟な家族の形を受け入れる意識改革を進める必要があると考えております。

このうち、若い女性が働きたいと思う職場につきましては試行錯誤を重ねつつも、最も重視してきたところですが、近年、市が行ってきた事業をアウトソーシングすることで企業を創出する取組が、女性の働く場の創出においても功を奏した事例が出てきており、手応えを感じております。

例えば、当市のふるさと納税の業務を受託することをきっかけに古川町内で起業された「ヒダカラ」は、飛騨市だけでなく、高山市や白川村のふるさと納税の業務も受注して成長し、その経験を踏まえて地域商社としても発展しており、創業3年目で20代から30代の女性を中心に約20名を雇用する会社となっております。ほかにも、飛騨市学園構想や飛騨市民カレッジなど教育分野のパートナーである「E d o」、まちづくり支援の「n o d e」など、これらはいずれも飛騨地域には数少なかった若い女性が働きたいと思うクリエイティブな企業であり、それぞれが若い女性の雇用を生み出しております。また、女性の創業や自営支援については、起業家奨励金制度を活用して令和3～4年度で8件中6件の女性経営者の創業が飛騨市内でありました。

企業そして地域の方の意識改革につきましては、十六総合研究所へ委託して開催しております「市内企業の魅力情報発信事業」の中で、多様性、ジェンダーギャップ等をテーマに、企業の担当者や親世代へ遡求するセミナーの遡及を継続して取り組んでおります。

また、市内の「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」は4社となっておりまして、女性が働きやすい環境づくりのため、認定への機運を高めるセミナーを令和5年度には開催する予定であります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私からは2点目の給食費の無償化についてお答えします。

昨日、籠山議員の質問にも市長からお答えしましたとおり、給食費の無償化を行う予定はございませんということです。理由につきましては、昨日の答弁のとおりでございますので、私からは県内における無償化の現状についてお話しさせていただきます。

県内42自治体のうち令和4年度に無償化を実施したのは4自治体で、令和5年度も継続して無償化されます。また、令和4年度に3か月から7か月の期間を定め、限定的に無償化を実施したのは10自治体で、このうち令和5年度も限定的無償化を予定しておりますのは2自治体ですが、これは第3子以降の給食費を無償化するという限定の仕方であります。

このほか飛騨地区でございますと、高山市では給食費の3分の1、下呂市では中学生に限り2分の1を公費で負担されているところでございます。

本市におきましては、令和5年度も物価高騰対策といたしまして、物価上昇分について給食費を助成する対策を行いますし、引き続きふるさと納税を財源として食後のデザートを提供する「ありがとう給食」と、地場産の食材を使用する「ふるさと学校給食」により給食の魅力アップを行い、他の自治体との差別化を図ってまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

## ◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

## □市民福祉部長（藤井弘史）

私からは3点目の子供への温浴施設フリーパス券の交付についてお答えをいたします。

昨日は、籠山議員より「湯ったりフリーパス」の継続についてのご質問をいただきましたが、この制度は令和4年度限りの原油価格・物価高騰による緊急対策として実施しているものであり、継続実施につきましては、慎重に検討する必要があるとご答弁いたしました。

水上議員からのご提案は、その子供版の施策と受け止めています。確かに子供が温浴施設に行けば、親も同伴するでしょうし、子育て世代の交流機会の拡充にもつながると思いますが、高齢者世帯の場合は年金生活者が多く、その生活支援のために緊急的に実施したものであり、一般の子供世帯については、より慎重な検討が必要と考えます。

他方で、子供たちが自ら様々な活動に使えて、活動範囲を広げるとともに、家族の支援につながるために、「子供版いきいき券」のようなものを導入できないかというアイデアを別途に検討し始めております。財源の確保も必要ですが、ふるさと納税においては子供たちの支援には多くの寄附が集まる傾向があることから、これを財源とし、その範囲で実施することも考えられます。

いずれにしても、まだ本格的には議論しておらず、来年度において保護者や子育て支援関係者の方々とも意見交換を重ねるとともに、改めて財源の確保や制度設計なども含めて研究してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

## ○2番（水上雅廣）

最後のほうから。子供のいきいき券ということでお話をいただきました。そこまでの発想は私になかったけれども、そういったことが本当にできていくのなら、本当に何にも負けない子育て支援みたいな感じになるかもしれない、そんな感じを今、受けたんですけど。例えば、どのあたりまで、何に使えるとか、何か試案みたいなものが、今の時点でお考えというのはあるのでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □市長（都竹淳也）

先ほど部長から答弁ありましたように、本格的に議論していませんのでイメージは固めてないんですが、現金配るとか何かを減らすって一律ではなくて、いきいき券のように対象を絞って、使ってもらいやすいところに自由に使える。また、いろんな活動の幅を広げられる、地域活動みたいなことも関わってくるんですが、そうしたもので何かイメージできないかということなんです。

といいますのは、これ答弁の中にもありましたけども、ふるさと納税がですね、非常に大きな寄附をいただいているんですが、あれは寄附をちゃんと目的を指定していただいて、それに沿って使うわけですが、子供の関係の項目というのは非常にお金が集まりやすい傾向があるんですね。そして全国の方々からそういった子供支援、飛騨市の子供たちを全国の皆さんに支援していただくという中で、用途を考えていく中でそういったこともあるのではないかとということでございま

して、真水負担ということになるとなかなか一般財源では難しい点もありますけれども、そうしたふるさと納税財源を使うという意味においては、いいアイデアではないかと思っております。

そうすると、ふるさと納税のピーク時の前、つまり秋より前に大まかなイメージができるというなということは思っておりますので、当初予算の議論より前に、少し形を考えていければいいかなと思っております。

いずれにしてもまだ具体のイメージはございませんので、アイデアベースですので、これから考えていきたいということでございます。

○2番（水上雅廣）

ぜひご検討いただきたいと思います。

それから女性の働く場のことでですけど、先ほど市役所の業務をアウトソーシングされるということで、まず初めに2,000万円弱でしたかね、額にして10事業ぐらい市がアウトソーシングしますよと言っているのが資料の中にある。そうした時に、一体市内のどんな企業がそれを受け入れることができるのかなというのはちょっとイメージがなかったものですから。部長とかの中にこういう事業はこんな会社にみたいなのがあればお聞かせいただきたい。また、新たにそういう企業として、これをきっかけに女性の起業者を増やしていきたいとか、そういったところまで思ってみえるのか。そのあたりもお聞かせいただければありがたいです。

□財政課長（上畑浩司）

令和5年度においてアウトソーシングは、議員ご指摘のとおり約2,000万円予算を上程させていただいております。中身を見ますと、例えば地籍調査業務があるんですけど、こういったものはやはり地元のコンサル会社とか、そういった分野でのお願いになると思いますし、公共建築物の法定報告という業務もあるんですが、これはやっぱり建築関係の資格がないとできませんので、こういう様々な事業の、発注先というのはおのずと絞られてくるものですから、幅広くどなたでも業務を受けるといえるものは、ほとんどあんまりないような状況でございます。項目としましては全部で10項目ありまして、2,000万円というような予算になっております。

○2番（水上雅廣）

何かそういうことで女性が活躍できるような場がもっともっと、先ほどご紹介があった「ヒダカラ」「E d o」「n o d e」、あの人たちの姿を見ているとやっぱり生き生きしていますし、特に社員の方も増えてきているように見て取れますし、職場としてもそういう雰囲気の中で、いい感じで、もっとこう幅が広がるかなみたいな感想もあるので、だからそういったところへ出ていくのがいいのかどうかは別にして、雇用が増やしていけるように、ああいうところも育てていくことも1つの方法ではないかなということも思ったりもするものですからお聞きしました。そういったことも含めてアウトソーシングのあり方、そういう事業のあり方を考えてもらえればなというふうに思います。

それともう1つ、世間一般で言われているのは、要はさっき部長の答弁にもありましたけど、私たちのような男性のその考え方が、女性の働くことに対してどうよっていうところがあるんだらうなということは思うんですけども、例えば男性の育児休業の取得の関係ですとか、それからこれは企業によってそういう制度を整えてもらわなきゃいけないということもあると思うんですけど、そうしたことに関して市のほうで何かしらの支援であったり、後押しをするような

ことって何か考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

現在行っております補助制度だとか、それから今ほど申し上げたようなセミナーの開催以外にまた、新しい何かというところでは、まだ考えているところはございませんが、そういったセミナーにしろ補助制度にしろ、ちゃんと存在を市民の皆さんに知っていただいて、企業の経営者の方にももちろん知っていただいて、できる限り知っていただいてできる限り参加していただいたり、該当する事項があるのであればしっかり利用していただいて、良い職場環境を整えていっていただくことをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○2番（水上雅廣）

その辺りはどう取り組んでいただければいいか、私もしっかりと申し上げることはできませんけど、やっぱり女性の活躍推進というのが一つ大事だなと。私は、女性の働く姿のところに男性は絶対ありますからと思っています。そういった意味でも取り組んでいただきたい。

もう一つ、そういったことの見本になるのは市役所じゃないかなと思うんです。一番環境としていいんだろうと思います。今の市役所の中ではそういった育児休暇であったり男性の育児休暇取得、そういった面ではどういう感じになっていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

手元に細かい数字持っていないんですけども、記憶だけで失礼いたします。総務部です、今年度たしか2名の男性が育児休暇を取りました。職員とも話をしていたんですけど、我々の60歳手前の世代とですね、やはり20代後半から30代の男性とはやっぱり大きく子育て環境が違っておりまして、意識としてですね、やはり出産のときはしっかりそういうサポートをするという意識が非常に強いなということを考えておりますので、今後も総務部としてもですね、職員に対してそういうものを積極的に取っていただくように推進したいと考えております。

○2番（水上雅廣）

本当に市役所が率先してそういう姿を見せてもらいたいと思います。

もう1つ、市長にお伺いしたいのですが、管理職の関係で、今もお二方ひな壇のほうにいらっしゃいます。もっと登用されてもどうですか、部長というか課長でもいらっしゃらないですよ。そうしたところへの女性の活躍の場、キャリアアップというのはやっていた方がいい、原因もあるのかもしれませんが、私はそう思っています。資質として相当すばらしい子がたくさんいるわけですから、そういった人たちが下を教育、育成していくってこともやっていかなければ、なかなかそのジェンダーギャップというか、そういうところの空間が埋まっていけないような気もしなくもないです。そういったことで市長、どのようなお考えなのかちょっと伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。



## □市長（都竹淳也）

実はもっと女性管理職を登用したいんです。それは市長になったときから考えてきまして。1つ実はいろんなネックがありまして、過去の昇格の試験制度、これが実は最初すごく大きな影響を及ぼしていました。受けていないんです。それで、受けてないと承認させられないという問題があって、これ、私もともと試験制度は反対なものですから、時間をかけてですね、今、事実上試験制度は廃止しています。それで人物本位で登用するという形に持ってきたんですが、その間でですね、例えば課長になるには課長補佐になっていないといけない、係長になっていないといけない、こういうことがあるので、そこが踏めていないということが1つ問題になっているということがあります。もう1つは意識の問題があってですね、昇任を希望しないってはっきり言っている女性職員が実は結構中間に多いんです。40代とか50歳前後とかですね、意外と多くて、そこが次を登用できない理由になっているという事情もあります。ただ、40代の前半から下ですと、やはりちょうど私市長になった頃に30代半ばぐらいだった職員なんですが、この辺りはもう、結構いろんなところに登用しながらやってきて経験も積んでくれていますので、恐らくこの世代が課長補佐から課長になるところまで来ると女性管理職の数が飛躍的に増えてくるというふうに思いますが、しばらくの間ですね、やはりなかなか登用できる人数がちょっと足りないという問題が今一番の課題になっています。できるだけその間に、女性、若くてもいろんなところで活躍して、いろんなところを踏ませて、いろんな可能性を見出しておくということが、多分、10年後、20年後の飛騨市役所にプラスになると思っていますので、今、特に女性職員については、いろんなところを経験してもらえるように、そういった人事異動の中で配置も考えながらやっているということです。

## ○2番（水上雅廣）

男性が駄目だって言っているわけじゃないですから、勘違いのないようにお願いします。そういう、ある程度数のバランスみたいのは絶対必要ですし、どっちかという市長が言われたように、性別役割みたいなところを暗につくってしまった部分もするのであれば、そういったところはなるべくもうならしてしまって、どこでも活躍してもらえるようなそういう環境はぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

そうしたら時間も過ぎますから、3つ目に行きたいと思います。宮川保育園の整備の関係ですけども、こうした厳しい財政状況の中で、宮川保育園の整備に関する予算を計上をいただきました。これまで園舎の修繕などについて地元要望も行っていただいたわけですけども、大きな事業費がかかるといったことや、ほかの要素も含めて検討していただいたところでなかなか厳しい状況だというふうに伺っておりました。今回の関係予算が上程されたということで安堵をしているんですけども、その整備についてお尋ねをしたいと思います。

そもそも今回の整備計画で何名くらいの園児の数を想定していらっしゃるのでしょうか。何人くらいまで受入れが可能な施設になるのでしょうかということ。それから、今のこの計画、保育園が小学校に併設するということになっています。これによって子供たちの環境というのはどんなふうに変っていくのか、どうなるのでしょうかということですね。「園児と小学生が同じ校舎内で集団生活を行う環境を整える。」こういうふうに言われておりますが、保育園の運営、それから学校の運営、それぞれの運営と、保・小一体となった運営をどのようになっていくのか。こう

したことによって何を期待できるのかというようなどころをお聞きしたいと思います。1つ言われておるには、移住を考える際にやっぱり教育というのは1つの大きな要素だということも言われる中で、例えばですね、良いか悪いか、これは私なりに書いてしまったのですが、大きな集団にあまりなじめない子供たちの受け皿になれるような学校であったり、あるいは個の能力が、どんどんと伸ばされるような、そうした学校であったり、今の整備に合わせて保・小あるんですけども、そんなところまで広がっていければなというようなことは期待しております。そうしたことを含めて、整備と運営どのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

宮川保育園の整備についてお答えをいたします。宮川町在住で、今後、入園対象となる子供を持つ保護者に聞き取りを行ったところ、令和7年度に6名中4名が入園を希望されています。施設の詳細な設計はこれからですが、認可保育所の面積基準に照らした場合、受入れ人数は最大28名と見込んでいます。

小学校内への移転は、飛騨市学園構想の重要な取り組みと位置付ける保・小連携の推進につながる教育的効果や、市有施設全体のスリム化を図ることができる管理的、財政的効果が期待されます。

さらに、併設により保・小連携の面で期待される効果として、1点目は遊びを通じた学びから、学習が中心になる環境変化がスムーズに行われること。2点目に保育園児と小学校児童が交わることで、規律ある態度や人と関わる力が養われること。3点目に学校体験や交流が盛んになることで、情操教育につながること。4点目に小学校教職員と保育士との連携を通じ、入学に際して子供の様子を容易につなぐことができるなどが期待されます。

小規模な地域である宮川地区の特性を踏まえ、地域と連携・協力をしながら、子供たちの健やかな成長と自立を育むことができる子育て環境づくりを念頭に準備してまいります。特色のある保育園・小学校となることで、移住される方や、小規模ならではの保育や教育を希望される方のニーズにも対応したいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○2番（水上雅廣）

せっかくそういう決断をいただきましたから、本当によりよい保育園、よりよい小学校であってほしいし、ああいう小さいところですから、やっぱりその子供たちの声であったり、姿であったり、地域の元気であったり、市民の元気になるというふうに私はずっと思っていますから。そういった意味でも、また大人たちにしっかりと協力をしていただけるように。例を言えば、河合町なんか私ずっと羨ましいなと思っているんですけども、あそこも子供たちへ対する取組、地域の取組というのは本当にすばらしいなと思ってずっと見させていただいておりますけど、宮川町も何とかああいう形で、やってないわけじゃないですけども、本当に1つの塊として見ていただけるように頑張っていきたい。そういったことでの支援もいただきたいなと思いますので、教育長も含めてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

今、施設の規模として28名まで可能だということで、そうなんですかという話なんですけど、本当にそこまでの人数があそこで、保育士さんというのは、どの辺りに。部屋というのはきっちり確保できるんですか。事務所というか保育士のスペースというのはあの中で。図面を見た段階では、それが分からなかったものですから。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ご質問ではですね、何人まで受入れできるんでしょうかというご質問でございましたので、面積要件、保育園につきましては1人当たり1.98平米の面積を取りなさいという面積要件がございますので、全体の面積から1.98を割るとですね、最大面積としては28人までいけますということで、28人という数字を出させていただきました。

ちなみにですね、現在の定員は20名という形になっております。ただ、この新しい園舎につきましての定員は、ちょっとこれから検討というところでございます。

保育士の事務室ですね、これは以前に山之村保育園は休園になっておりますけど、山之村小中学校の中に一緒に入っていたときにもですね、同じフロアの中に机を置いて、そこで業務に当たっていたということでございまして、その前例を踏襲したいなということは思っているところでございます。

○2番（水上雅廣）

何とか良い建物、欲を言ったら小学校のほうの改修もですね、本当にやって欲しいんです。それについては、今回は言及しませんが、何とかお願いのレベルでお聞きいただきたいと。お願いというか懇願です。

では最後の質問に移りたいと思います。毎回この時期、恒例のようでも申し訳ないんですけども、国道360号の整備について、1点お伺いしたいと思います。今回、猪谷交差点ということでお尋ねさせていただきますけれども、昨年8月に国道360号の種蔵打保バイパス塩屋～成手間が開通し、交通量の増加と時間の短縮を地元の方々だけでなく多くの人が感じていただいていると思います。飛騨警察署それから古川土木事務所、市も含めて交通の安全対策にご尽力をいただいておりますが、残り2.9キロメートルの幅員狭小や線形不良区間においては安全面での不安がより大きくなっているということも事実であります。一刻も早く安心・安全で、災害に強く、地域の活力を創出するネットワークの整備を推進していただきたいと思います。

全線開通すれば富山市がさらに近くなり、当地域住民の通勤・通学、買い物などの利便性はさらに向上し、移住や定住、若者の働く場の確保に少なからずというか、大きな影響を与えるものと思います。また、飛騨地域から富山空港や北陸新幹線、富山駅へのアクセス道路としても役割が非常に今まで以上に大きくなるというふうに思います。

こうした岐阜県側の働きかけについて、動きについてはこれまで幾度となく市にもお尋ねをし、県にもお尋ねをしておりますけれども、とにかく一刻も早く、機械の音が響くように、関係機関、関係各位にお願いを申し上げたいというふうに思います。

今回は岐阜県側ではなく、他県になって申し訳ありませんけれども、国道360号線の猪谷交差点についてお聞きをしたいと思います。種村打保バイパス全線開通、それによって交通量の増加

がこれ見込まれます。それから、飛騨市内の国道41号においては、今なお雨量規制区間が存在しますし、冬季の数河峠というのは、今なお難所だろうというふうに思っております。そうしたことも含めて、国道41号を補完する国道360号線への依存度というのは高くなるんだろうと思っています。

そういう中で、国道360号改修促進期成同盟会というのがございますし、市長もその会長として国道360号全体にわたって要望活動を一生懸命していただいておりますし、働きかけをしていただいておりますので、あえてこの猪谷交差点状況についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、国道360号猪谷交差点の改修についてお答えいたします。

国道360号種蔵打保バイパスの整備につきましては、例年、富山市、高山市、白川村、飛騨市の4市村で組織する国道360号改修促進期成同盟会として岐阜県県土整備部へ要望活動を行っており、令和4年度は11月8日に実施しました。その際には国道41号と交差する猪谷交差点についても併せて要望しており、岐阜県県土整備部からは、「岐阜県として富山県に対し要望があった旨をしっかりと伝え、両県の連携を密にして進めてまいります。」とのことでした。

議員ご指摘のとおり、富山県境から国道41号との交差点までは富山県の整備区間であり、国道交差点部分については国土交通省富山河川国道事務所との調整も必要となります。現時点で富山県側から岐阜県に対し具体的な整備計画の情報は入っていないと伺っており、今後どのように要望活動を進めていくべきか、富山市を含めた近隣自治体、各種団体とさらに連携を図ってまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○2番（水上雅廣）

他県に関係することですから、軽々にいろんなことが言えないということがありますからね、分かるんです。ただ、前段でも申し上げましたけれども、このバイパスの開通によって交通量が格段に増える、時間も大幅に短縮されると思うんです。今、宮川振興事務所からこの交差点まで行くのに大体25分くらいだと思います、先般も走りましたが。これがですね、1号トンネルが抜ければさらに短縮される。

言ったように、富山市というのは本当に通勤圏、ひょっとしたら通学であったり、買い物なんか今でもそうなんですけど、そういったエリアとして本当に飛騨市が間近になるという、そういう感覚だというふうに思うんです。そうしたことを思うと、ここについても積極的に進めていただきたいというか、要望活動とかですね、積極的にやっていただきたいと思うんです。

そこで1点、市長にも当然思いはずっと聞いていますからね、なのでちょっと部長にお願いをしたいと思います。私たちはもう市長、市長と言って、市長に頼らざるを得ないときも、それはもう市長って頼みますけど、ただ、やっぱりそういった中で、お膳立てって言いますかね、例えば国道360号の猪谷交差点も含めて、これまでも幾つかのこと言いましたよね、大無雁トンネル

の構想みたいな話であったり、国道471号で言えば市長もおっしゃいましたけども道路改良じゃなくて河川改修も要望していくんだみたいなことも含めてですよ、圏域の構想をちゃんと持って、市長が提案したり要望したりできるような、そういうものを事務方としてきちんと整えてほしい。そういう思いをもっと持ってほしいと思う。今持ってないと言いません。でも、部長もよくわかってみえるんですよね、どれだけその工事に期間がかかるか。今までずっと実務されていらっしやるし。

なので、そういったことを、部長の下の子たちにもきっちりと教えてあげながら、指導してあげながら、こうしたものがどうしたら早期に完成していけるのかっていうことを少し苦心していただいて、市長としっかり働いていただきたいなというふうに要望をさせていただきたいと思いますが、どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

国道360号ですね、やはり毎年要望活動しておりますけども、やはりいろんな方の協力があり、いろんな方の思いを背負って要望活動もしているつもりでおりますし、これから若い職員がどんどん出世していく中でもですね、こういった要望活動が本当に大事なことなんだっていうことをしっかり伝えていく必要はあると思っております。

今回の富山側の交差点につきましても、市としてはですね、あくまでも岐阜県との連携の中で要望活動しておりますけども、岐阜県が富山県に対してしっかり連携を図ってもらえるように働きかけをしていくのが市の役割だと思っておりますので、そういった面ではですね、そういった姿勢をしっかり後輩に見せていくということは大事なことかなというふうに思っております。

議員言われるようにですね、道路整備は本当に長い月日かかるものですし、次の世代につなげていくためのものを基盤整備部の中でもしっかりとバトンタッチしていけるように、頑張りたいと思っております。

○2番（水上雅廣）

ちょっと酷な言い方で申し訳なかったですけども、一生懸命頑張っていたいただきたいと思えますし、そういった思いだけある、きちんとつなげていただきたい。思いじゃなくて実現に向けて頑張っていたいただきたいというふうに思います。

時間がないのであれですが、市長は富山県のほうといろいろと交流もされたり、仲良くしておられるじゃないですか。それと国土交通省の関係なんかも北陸地方整備局の関係なんかもあるし、そういった面でも県と県のこともあるし、市と市のこともあることも分かるんです。そういったところの難しさもあると思えますけれども、何とかその辺もクリアしていただきながら、また地元もしっかりと応援をさせていただきますし協力もします。お願いします。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（澤史朗）

ただいま議題となっております、議案第6号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例についてから、議案第33号飛騨市経営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの28案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております、議案第34号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）から、議案第56号令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの23案件につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。明日、3月10日から3月13日までの4日間は常任委員会審査のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月13日までの4日間は本会議を休会することに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は3月14日火曜日、議会運営委員会終了後を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時22分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（5番） 井端 浩二

飛騨市議会議員（7番） 住田 清美